

史跡骨寺村莊園遺跡保存管理計画書



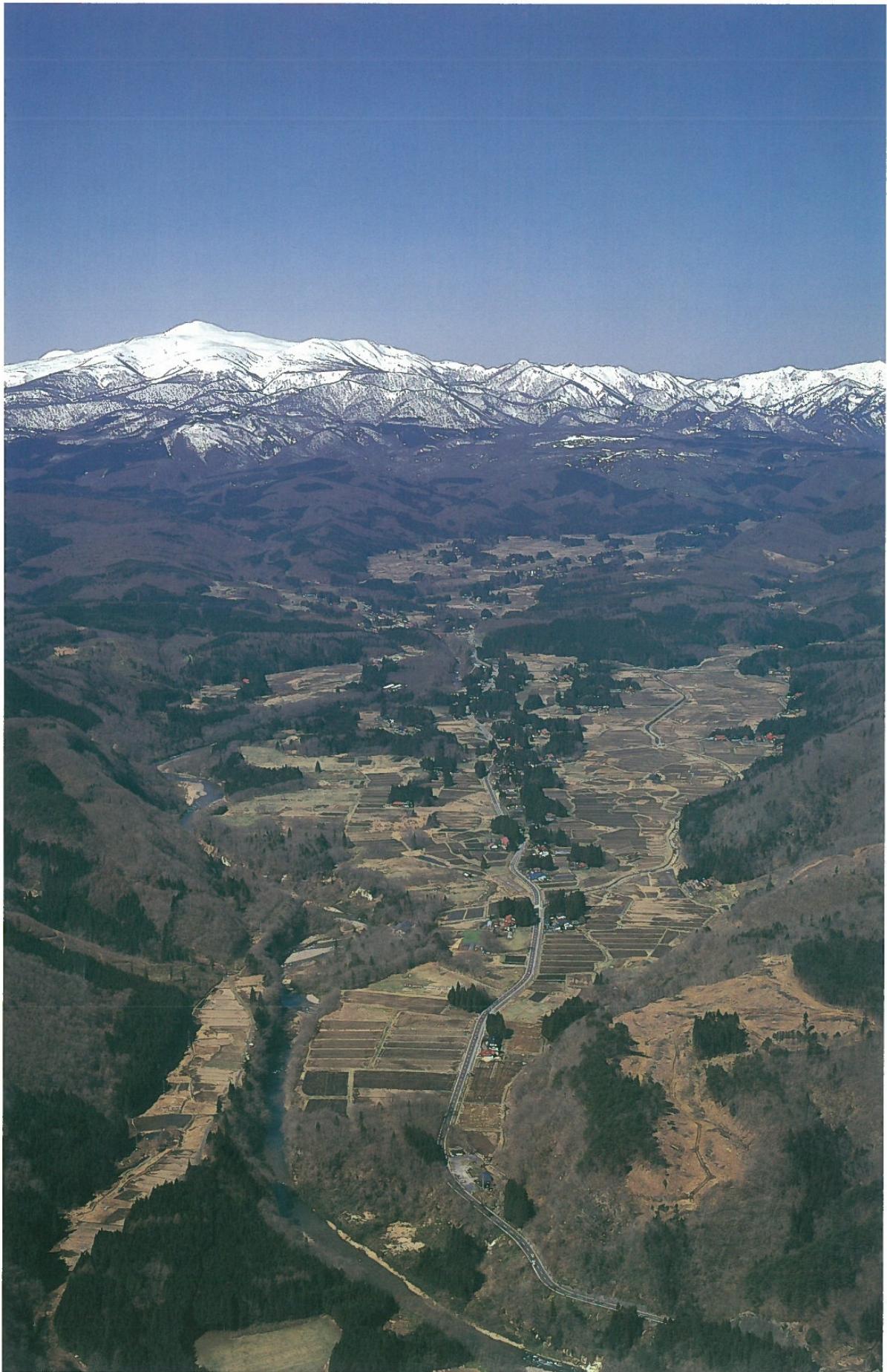
平成18年3月

一関市

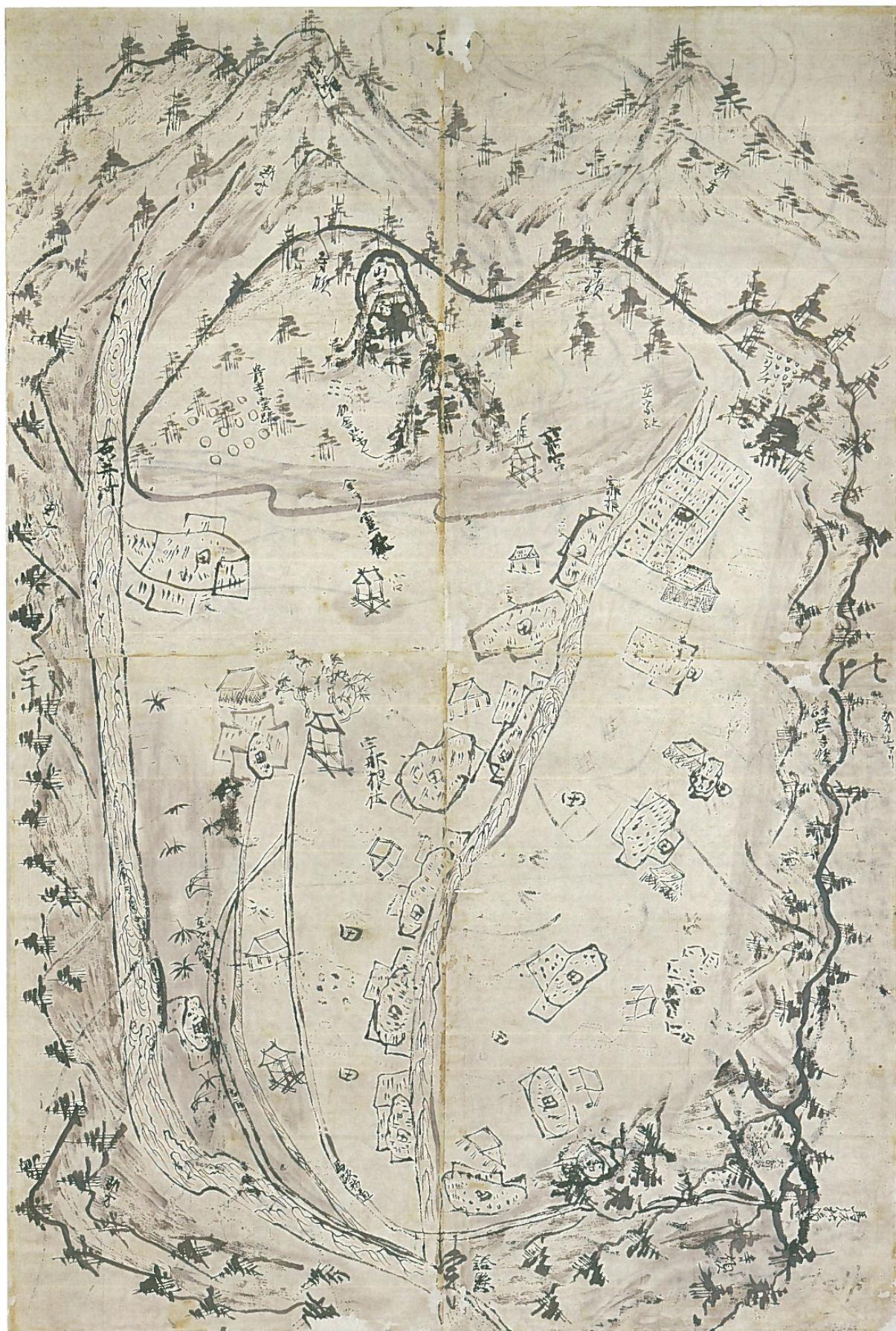
史跡骨寺村莊園遺跡保存管理計画書

平成18年3月

一 関 市



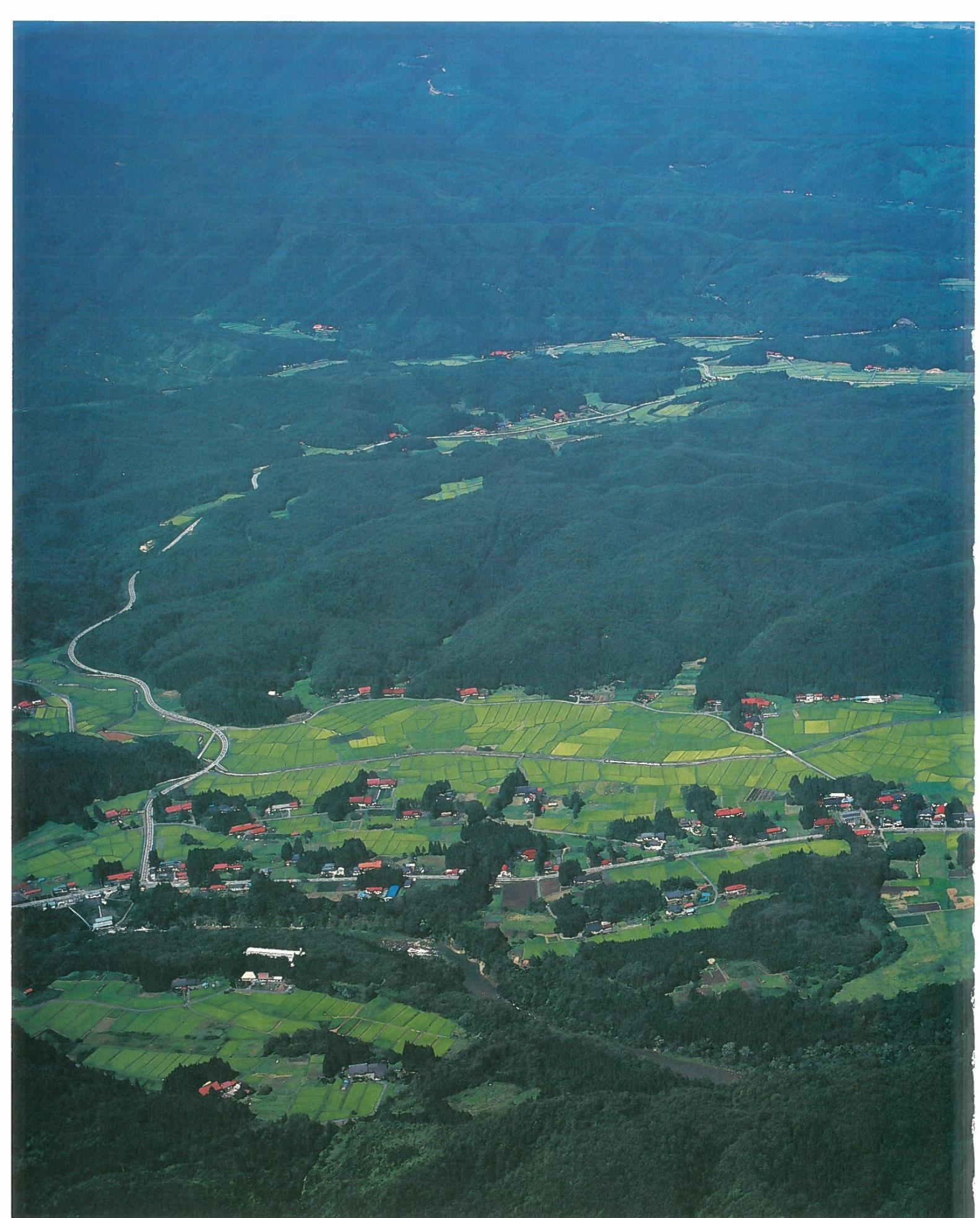
本寺地区航空写真 東側本寺平野入口付近から栗駒山



陸奥国骨寺村絵図 詳細絵図 原史料中尊寺大長寿院蔵



陸奥国骨寺村絵図 簡略絵図 原史料中尊寺大長寿院蔵



南南西上空から見た本寺地区平野部





慈恵塚と本寺地区を結ぶ道の途中から眺める平野部、平野部を囲む山並みと栗駒山



かぎかけ
鎌懸を背にして、北側山並みを望む。左奥に盛り上がっている山の南側中腹に不動窟、右側の杉に廻まれた大師堂とその背後の山頂付近に慈恵塚がある。



要害館跡裾 遠西遺跡の南側で見る栗駒山（須川岳）と平泉野台地 手前は低湿地



左側の丸い椀をふせた形の山が山王山。右側に岩肌が露出している部分の、三角に空に突き出ている岩盤の中腹に山王窟がある。

目 次

・卷頭カラー写真

・目次

・例言

I. 沿革と目的	1
1. 計画策定に至る経過	1
2. 計画の目的	2
3. 検討体制	2
(1) 委員会組織	2
(2) 市役所内における本部会議等の設置	3
(3) 住民説明会の開催	3
II. 骨寺村莊園遺跡の概要	5
1. 位置	5
2. 骨寺村莊園遺跡の歴史	8
3. 史跡指定に至る経緯	16
(1) 史跡指定に至る経緯	16
(2) 指定説明	18
4. 史跡指定地の状況	21
(1) 山王窟	21
(2) 白山社・駒形根神社	24
(3) 梅木田遺跡	27
(4) 伝ミタケ堂跡	30
(5) 遠西遺跡	32
(6) 要害館跡	35
(7) 若神子社	38
(8) 不動窟	42
(9) 慈恵塚及び大師堂（拝殿）	44
5. 指定地周辺の状況	47
(1) 自然環境	47
(2) 埋蔵文化財	49
(3) 土地利用の現況	51
(4) 文化的景観の構造	54
(5) 今後予定される開発行為、事業計画等	55

III. 保存・管理	56
1. 基本方針	56
(1) 保存管理の基本方針	56
(2) 追加指定に関する基本的な考え方	56
2. 現状変更の取扱方針及び取扱基準	57
(1) 指定地全体に関わる共通事項	58
(2) 地区別の保存管理計画	59
(3) 他法令による土地利用行為規制	66
3. 周辺環境の保全	67
(1) 景観法に基づく景観計画による規制	67
(2) 文化的景観保存計画	71
IV. 整備・活用	74
1. 整備・活用の基本的な考え方	74
2. 地区別の整備項目	75
V. 運営及び体制整備	76

- ・参考資料
- ・奥付

▼表紙の写真



例　言

- 1．本書は、岩手県一関市巣美町字若井原・駒形・中川・要害・若神子・下真坂に所在する、国指定史跡骨寺村莊園遺跡の保存管理計画書である。
- 2．本保存管理計画の策定は、平成17年度に国庫及び県費補助を受けて、一関市教育委員会が事業主体となって行ったものである。
- 3．本保存管理計画は、一関市教育委員会が設置した「骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会」における協議によりまとめられたものであり、一関市教育委員会が所定の手続きを経て策定したものである。
- 4．本保存管理計画の策定に係る事務は、一関市教育委員会文化振興課が担当し、関連する業務を平成16年度から平成17年度にかけて、別途県費補助により、株式会社文化財保存計画協会に委託した。
- 5．本保存管理計画の策定にあたり、次の機関等に多大なご協力とご指導を賜った。記して厚くお礼申し上げる次第である。

本寺地区地域づくり推進協議会、文化庁文化財部記念物課、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課、骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会

I. 沿革と目的

1. 計画策定に至る経過

一関市本寺地区は、かつて「骨寺村」と呼ばれ、中尊寺経蔵別当領であったことが知られており、近年、莊園としての中世農村の景観要素が残る地域として注目されている。

当時を伝える史料は、平成7年に重要文化財に指定された中尊寺大長寿院に伝わる「陸奥国骨寺村絵図」である。絵図は二枚あり、中世の骨寺村の景観が描かれ、その絵図の地である本寺地区は、絵図を見ながら当時さながらの農村風景を今でも体感できる貴重な地域であり、中尊寺史料を背景とし、当時の農村の復元を可能としている。

奥州藤原氏滅亡後は、鎌倉幕府の支配となり中尊寺領として安堵されたが、その後の郡地頭の葛西氏との相論により「陸奥国骨寺村絵図」が作成されたとされる。

骨寺村の領域は、四方の境が『吾妻鏡』に示されている。東は鎧懸、西は山王窟、南は岩井河（磐井川）、北は峯山堂馬坂の山に囲まれた地域である。絵図は、西を上にして四辺に目印となるそれぞれの山並風景を描き、社寺や田、在家等が描き込まれている。

一関市では、具体的な取り組みとして、遺跡の所在確認を目的として国庫補助事業による発掘調査を平成11年度から開始し、微高地や山裾において建物跡や遺物などを検出し、居住地の立地、低湿地や河川沿いの耕作地等の中世に起因する土地利用状況を確認した。

一方、平成13年に「平泉の文化遺産」が世界遺産の暫定リストに登載され、平成15年に一関市の骨寺村莊園遺跡が「平泉の文化遺産」の推薦候補地のひとつとして加えられた。これを受けて一関市は、中世の絵図に描かれた村落景観が良好に保たれていること、絵図情報により現地比定される場所及び発掘で確認された場所の9地区について、骨寺村莊園遺跡として平成16年に国に史跡指定の申請を行い、平成17年に史跡指定されるに至った。

史跡骨寺村莊園遺跡の指定箇所は、発掘調査や史料等を根拠とする地域で、別称「日吉神社」として信仰されてきた山王窟、絵図正面にあたり地域の顔となる平泉野台地の東端の白山社から駒形根神社付近、その北側の丘陵には柱間2.4m、直径1m超の柱穴を有する大型掘立式建物跡を検出した梅木田遺跡、絵図で「ミタケアト」「金峰山」と記されている伝ミタケ堂跡、常滑三筋壺の破片やカワラケ片が出土した遠西遺跡、平野北側山腹にあり骨寺村莊園の終焉を示す中世城館跡の要害館跡、天台系修験との深い関わりを感じさせる不動窟、平泉方面から本寺地区にくる際の入口にあたる天台宗中興の祖とされる慈恵大師良源に因む慈恵塚・慈恵大師拝殿、平野部東側の水田に孤立する樹叢が印象的な若神子社の9つの地区である。これらの史跡指定地に対しては、保存管理の指針を定めることが必要な要件とされている。また、史跡指定地は全て民有地であることから、公有化等を図りつつ適切な保存・活用を進めていくことが望ましく、本書である「史跡骨寺村莊園遺跡保存管理計画書」を策定することとなった。

なお、骨寺村莊園遺跡全体は、およそ400ヘクタールに及ぶものと考えられ、史跡に指定さ

れた範囲は莊園遺跡全体の中の極めて代表的な部分であり、全てをカバーできていない。加えて、本寺地区では、伝統的な農村形態を色濃く残しながら、日々の営みが現在も継続されており、将来にわたってその土地の生業である農業という営みを継続しながら、骨寺村莊園遺跡の保存に取り組む必要がある。このことから、地域住民の理解と連携を図りながら、骨寺村莊園遺跡をおおよそ網羅する範囲について、重要文化的景観として選定の申出をしているほか、絵図に依拠する領域全体を景観法に基づく景観計画区域に定めている。

2. 計画の目的

本計画は、史跡骨寺村莊園遺跡の適切な保存・活用を目的として策定を行うものである。策定にあたっては、中世の村落景観を描いた絵図に記された自然や寺社などが良好に保存されている史跡骨寺村莊園遺跡の歴史及び現状のみならず、伝統的な農村形態を色濃く残しながら日々の営みが継続されている本寺地区に所在することにも留意し、保存管理の基本方針や現状変更の取扱基準、整備の基本的な考え方や保存管理の体制などを示し、行政上の指針とするものである。

3. 検討体制

保存管理計画の策定は、有識者と地元住民で構成する委員会組織と市役所内部に設置した本部会議等で検討した。策定にあたっては、委員会のほか、文化庁文化財部記念物課、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課の指導・助言を得た。このほか、地元での住民説明会も開催し、意見を得て策定を行った。

(1) 委員会組織

骨寺村莊園遺跡の調査研究と整備について協議を行うため、平成15年8月に、骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会を設置した。この委員会は、中世史、考古学、農村計画、歴史地理、造園に係る有識者5人と、地元の代表者4人、関係機関等を含む12人の委員で構成される。保存管理計画の策定に際しては、平成17年度に、委員会を4回開催して内容の検討を行った。

(2) 市役所内における本部会議等の設置

一関市は、平成17年9月に新設合併により、新一関市となつたが、世界遺産登録に向けた新しい組織として、教育委員会内に文化振興課を新設し、世界遺産推進係を設置し取り組むこととした。また、平成17年11月には、市役所内に助役を本部長とする「世界文化遺産登録推進本部」を、また、教育部長を班長とする「世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム」を設置し、

骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会 委員名簿

氏 名	役 職 等	分 野
大 石 直 正	東北学院大学文学部名誉教授 (委員長)	中世史
広 田 純 一	岩手大学農学部教授 (副委員長)	農村計画
吉 田 敏 弘	國學院大学文学部教授	歴史地理
佐々木 邦 博	信州大学農学部教授	造園
工 藤 雅 樹	東北歴史博物館館長 (福島大学文学部名誉教授)	考古学
煙 山 義 史	岩手県農林水産部農村計画課企画調査担当課長	農林水産行政
佐々木 雄 康	一関地方振興局農林部農村整備室長	農林水産行政
小野寺 啓	一関市文化財調査委員	郷土史
佐 藤 勲	本寺地区地域づくり推進協議会事務局長	地元
佐 藤 幸 藏	巖美 8 区長	地元
高 橋 繫 吉	巖美 9 区長	地元
佐 藤 武 雄	巖美10区長	地元

指導・協力者一覧

氏 名	役 職 等	備 考
本 中 真	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	
山 下 信一郎	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	
中 村 英 俊	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課・世界遺産担当課長	
斎 藤 邦 雄	平泉町教育委員会世界遺産推進室長	

検討を進めた。平成17年度には、「史跡骨寺村莊園遺跡保存管理計画」及び「一関本寺地区の農村景観保存計画」策定に向けてそれぞれ2回ずつ開催し、検討を行った。

この他にも、保存管理計画に係る具体的な内容については、景観や農地整備に關係する各課と、隨時、協議を重ね内容の調整を図った。

(3) 住民説明会の開催

住民説明会は、本寺地区で毎月開催し、「本寺地区景観計画」・「一関本寺地区の農村景観」とともに本保存管理計画の内容の説明を行うとともに、ご意見を頂戴するなどして、内容に反映させた。

保存管理計画策定に係る経過一覧

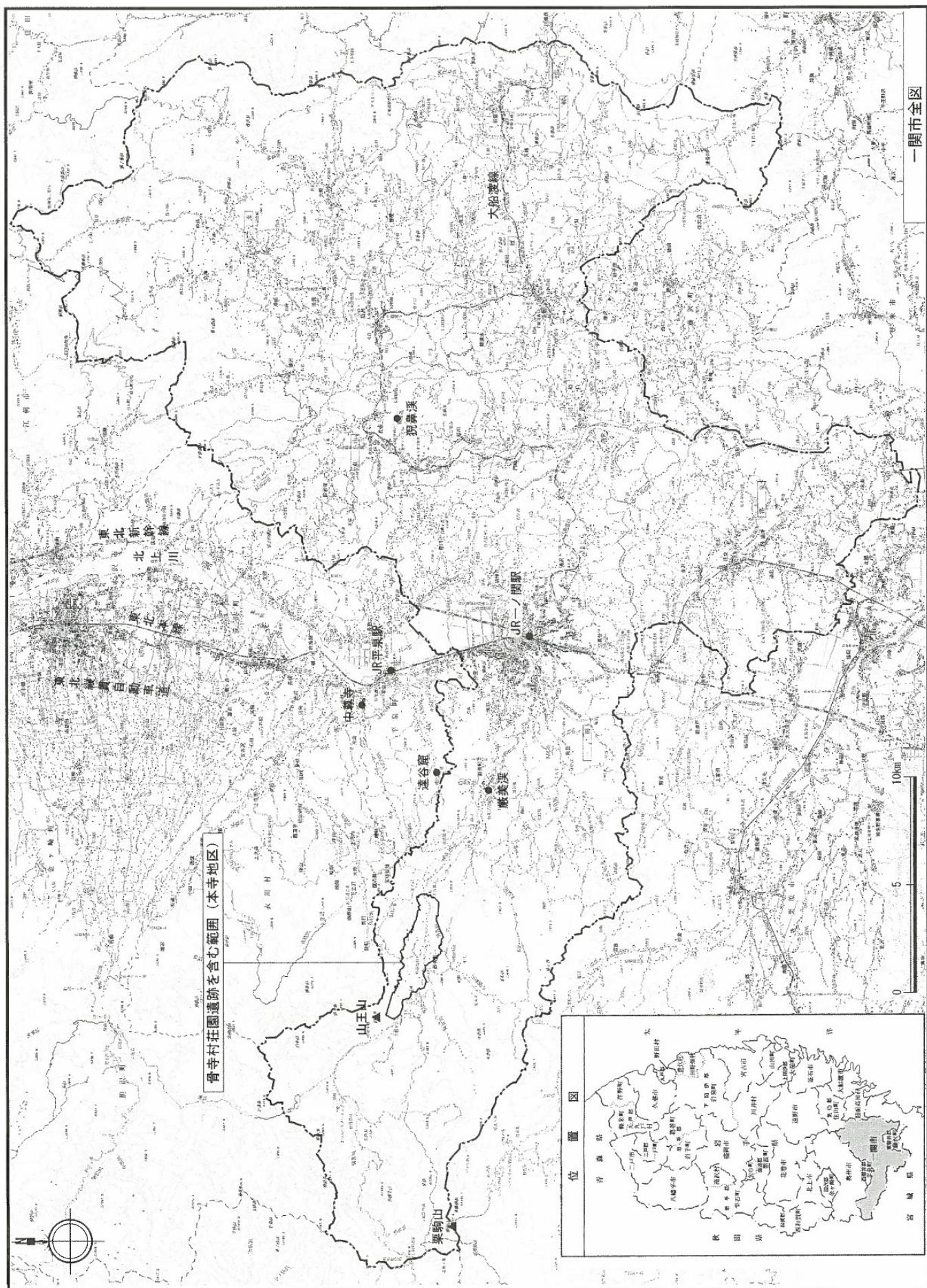
年月日	項目	年月日	項目
平成17年4月8日	世界遺産関係市町村景観打合せ会	平成17年12月7日	府内関係課会議
平成17年5月10日	府内調整会議	平成17年12月14日	文化庁協議
平成17年6月2日	住民説明会	平成17年12月14日	府内関係課会議
平成17年6月27日	第1回骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会	平成17年12月16日	府内関係課会議
平成17年7月22日	文化庁調査官現地視察	平成17年12月 19・20・21日	住民説明会及び意見交換会
平成17年8月4日	文化庁協議	平成17年12月26日	一関市が景観行政団体になる
平成17年8月9日	府内調整会議	平成18年1月5日	府内関係課会議
平成17年8月25日	文化庁調査官現地視察	平成18年1月11日	府内関係課会議
平成17年8月31日	文化庁協議	平成18年1月13日	第2回世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム会議
平成17年9月7日	第2回骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会	平成18年1月16日	第2回世界文化遺産登録推進本部会議
平成17年9月20日	合併により新一関市誕生（教育委員会文化振興課世界遺産推進係を新設）	平成18年1月16日	住民説明会及び意見交換会
平成17年9月22日	府内関係課協議	平成18年1月18日	府内関係課会議
平成17年9月26・27日	住民説明会及び意見交換会	平成18年1月19日	文化庁協議
平成17年9月27日	住民説明会及び意見交換会	平成18年1月25日	第4回骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会
平成17年10月11日	文化庁協議	平成18年2月13日	文化庁協議
平成17年10月26日	府内関係課協議	平成18年2月21日	府内関係課会議
平成17年10月27日	住民説明会及び意見交換会	平成18年2月22日	文化庁協議
平成17年10月28日	府内関係課会議	平成18年2月28日	府内関係課会議
平成17年10月28日	住民説明会及び意見交換会	平成18年2月	「本寺地区景観計画」策定
平成17年11月8日	文化庁協議	平成18年3月7日	文化庁協議
平成17年11月11日	第1回世界文化遺産登録推進本部会議	平成18年3月23日	「一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例」議決
平成17年11月17日	第1回世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム会議		
平成17年11月24日	第3回骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会		
平成17年11月28・29日	住民説明会及び意見交換会		

Ⅱ. 骨寺村莊園遺跡の概要

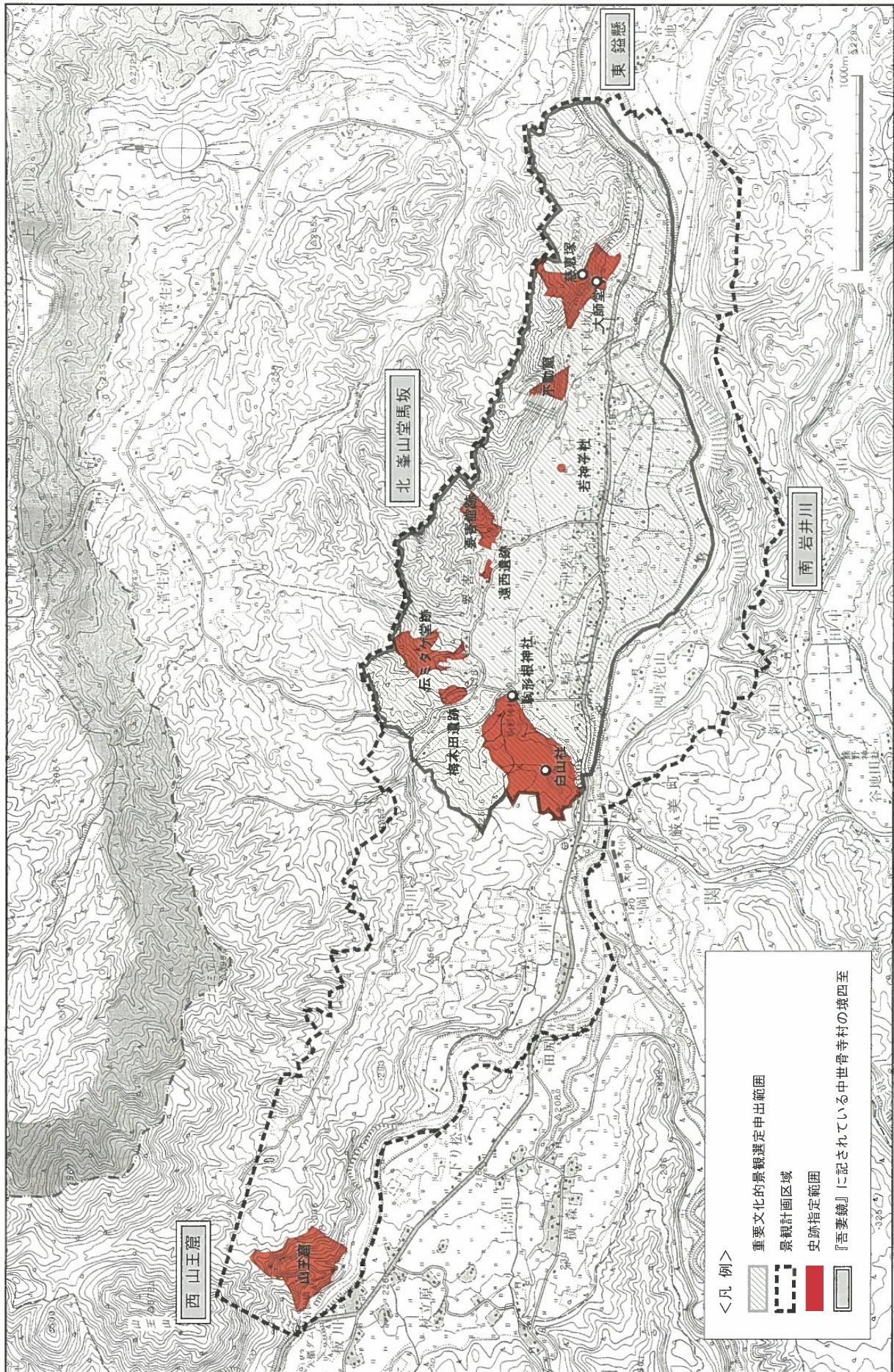
1. 位置

一関市は、平成17年9月に、一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村が合併し、新「一関市」として誕生した。その位置は岩手県の南端にあり、南は宮城県、西は秋田県と接している。首都圏から450kmの距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡市と仙台市の中间地点にある。総面積は約1133km²で、東西は約63km、南北は約46kmの広がりがある。市内を東北縦貫自動車道、国道4号、国道284号、342号、343号、456号、457号が貫いており、さらにJR東北新幹線、東北本線、大船渡線が走り、岩手県南及び宮城県北の文化・流通・産業の拠点都市となっている。

骨寺村莊園遺跡の所在する本寺地区は、一関市街地及び歴史的な関わりの深い平泉町中尊寺から西方に約19km離れた中山間地にあり、一関市巣美町字駒形、中川、若井原、要害、沖要害、若神子、下真坂の平野部を中心とした地域である。かつては骨寺村と呼ばれ、『吾妻鏡』や『中尊寺文書』、『陸奥国骨寺村絵図』により中尊寺経蔵別当領であったことが知られており、中世東北において絵図に描かれた唯一の村として、歴史学分野では古くから注目してきた。



骨寺村莊園遺跡(本寺地区)位置図



史跡骨寺村莊園遺跡指定範囲図

<凡例>

- 重要文化的景観選定申出範囲
- 景観計画区域
- 史跡指定範囲
- 『吾妻鏡』に記されている中世骨寺村の境四至

2. 骨寺村莊園遺跡の歴史

本寺地区が骨寺村と称された中世莊園当時の様子は、『吾妻鏡』や、岩手県平泉町の中尊寺に伝わる「陸奥国骨寺村絵図」、「中尊寺文書」等の記録に残されており、早くから研究者達に注目されてきた。これまでの調査・研究によって、伝統的な用水系統が残る水田や、微高地や山裾のやや小高い場所に立地する居住地など、本寺地区が中世以来の伝統的な土地利用を基本的に継承していることが明らかになってきた。



本寺地区航空写真（東から西）

①中世

骨寺村の記述が初めて現れるのは、「中尊寺文書」の天治3年（1126）3月25日の「中尊寺經藏別當職補任状案」で、藤原清衡から中尊寺の初代經藏別當に補任された自在坊蓮光が、私領骨寺を經藏別當職に寄進し、改めて清衡がこれを經藏別當私領として安堵する、という内容が記されている。「中尊寺文書」の中には、別当職交代時に經藏別當領が代々引き継がれていくことを示した文書や、田畠を耕作し税を負担する在家名や在家農民が納めるべき作物等を記録した「骨寺村所出物日記」（文保2年・1318）、「骨寺村在家日記」（年未詳、南北朝時代）などの帳簿史料がある。これらによると、骨寺村の在家農民は、米以外にも漆・立木・油・栗・粟などを領主に納めており、水田や畠、山野にまたがる複合的な生業を営んでいたことが知られる。

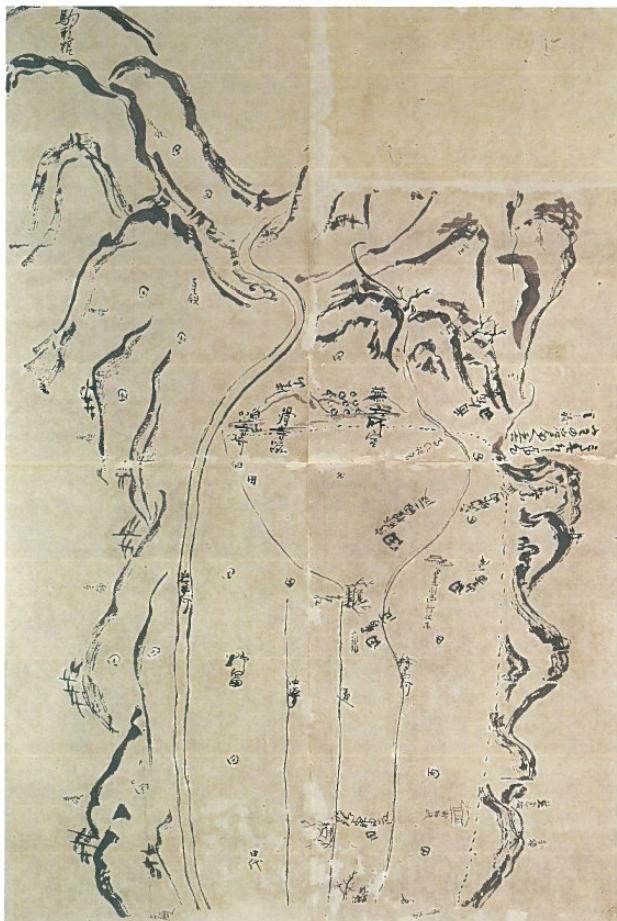
文治5年（1198）奥州藤原氏の滅亡後、鎌倉幕府に所領安堵された中尊寺は、荘園からの収入を重要な財源としたと考えられるが、鎌倉時代には岩井郡を治めた郡地頭葛西氏との間で、所領支配や所領の境界をめぐる争いが絶えなかった。本寺地区の歴史を知るために欠かせない史料である、2枚の「陸奥国骨寺村絵図」は、こうした相論の過程で利用されたものと推定できる。

2枚の絵図は、それぞれ詳細絵図（在家絵図）、簡略絵図（仏神絵図）と呼ばれ（p10 参照）、簡略絵図は鎌倉時代、詳細絵図は鎌倉ないし南北朝時代に描かれたものとされる。これらの絵図は骨寺村の領主であった中尊寺經藏別當職を継承した大長寿院に伝來したものであり、中世の村落景観を窺うことができる貴重な史料として平成7年（1995）に重要文化財に指定された。『吾妻鏡』の文治5年（1189）9月10日条によれば、当時の骨寺村の四至について、「東鎧懸、西山王窟、南岩井河、北峯山堂・馬坂也」と四方の境を示している。2枚の絵図とも栗駒山（須川岳）を正面に、骨寺村の四方の境、東は鎧懸（簡略絵図は欠損）、西は山王窟、南は岩井河（磐井川）、北は峯山堂馬坂に囲まれた範囲が描かれている。

絵図には、境界以外にも社寺や田、在家（屋敷）などが書き込まれている。詳細絵図には、平野部に在家や田の図像が描かれ、特に本寺川の両岸には上流から下流まで田が点在する景観が読み取れる。簡略絵図には在家や田畠の図像は描かれていないものの、平野部に田や畠の文字が記されている。

「中尊寺文書」には、永享7年（1435）まで骨寺に関する記録が残されており、荘園が室町時代まで維持されたことが確認できる。本寺地区に今も残る「要害館」は、戦国期の城館遺構であるが、これは村内を掌握する土豪の成立を象徴する遺跡といえる。彼ら土豪層の台頭によって、中尊寺經藏別當は実質的な骨寺支配を放棄せざるを得なくなつたと推察される。

なお、「陸奥国骨寺村絵図」に記されたいくつかの宗教施設や要害館などの遺跡は、平成17年（2005）に史跡指定がなされている。



陸奥国骨寺村絵図 簡略絵図（仏神絵図）
原史料中尊寺大長寿院蔵

【文字による表現】

寺領、田、駒形根、山王、
ミタケたうよりして山王の岩屋へ五六里之程、
首人分二段、堂山、骨寺跡、白山、寺崎、六所宮、
馬頭觀音、宇那根田二段、六所神田二段、金峯山、
山王田三段、經藏別當御休所、靈田一段、うなね、
道、中澤、野畠、若神子神田二段、御拝殿、慈恵塚、
田代、岩井河、檜山河等

【図による表現】

山並み、社寺をあわらした建物、河川、道等

※図面としては正面右上が切り取られ、
さらに下（東側）が失われている。



陸奥国骨寺村絵図 詳細絵図（在家絵図）
原史料中尊寺大長寿院蔵

【文字による表現】

在家跡、六所宮、骨寺堂跡、山王石屋、七高山、
房社跡等也、金聖人靈社、宇那根、石ハ井河、
字那根社、古道、不動石屋、飯岡、寺領、大師堂、
馬坂新道、ミタケアト、鑑懸、田、郡方、宮 等

【図による表現】

在家を表した建物、社寺を表した建物、
方形に区画された田圃、不整形な田圃、
道路、河川、山並み、樹木



「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた地形と現地比定された遺跡

②近世

天正18年（1590）葛西氏の滅亡後、現在の岩手県南地方と宮城県は伊達政宗の領地に組み込まれ、江戸時代になると、そのまま仙台藩が成立した。一関地方は、伊達の家臣である留守政景、茂庭綱元、伊達宗勝が領主として支配した。伊達宗勝（兵部）が、寛文事件（伊達騒動）の中心人物として処罰された後、天和2年（1682）に田村宗永（後の建顕）が一関に移り、田村氏による一関藩が成立した。ただし磐井郡西岩井のうち、磐井川左岸の五串・猪岡・山目・赤荻・中里・樋ノ口・柵瀬・細谷・前堀・平泉・中尊寺・戸河内・達谷の十三ヶ村については、宗勝配流後、明治維新まで仙台藩蔵入地となつた。本寺地区は五串村に含まれ、隣接する山谷地区と併せて一人の肝煎が置かれていた。

近世の本寺地区の状況を記した資料としては、「風土記御用書出（安永風土記）」や「岩井郡西岩井絵図」がある。安永風土記には、地名や社寺、産物や屋敷名などが書かれており、屋敷名等は現在の本寺地区にも数多く残っている。「岩井郡西岩井絵図（写）」は、元禄12年（1699）3月生江肋内作の図を明治21年（1888）に千葉美胤が写したもので、本寺川を軸に水田の広がる状況や磐井川に近い畠が描かれ、駒形根神社（御コマ堂）や屋敷が山裾や微高地に描かれており、その状況は現在の本寺地区の土地利用と近いものであったことが理解できる。このほか、ため池や一里塚といった「陸奥国骨寺村絵図」にはない要素も描かれている。

また、農業に関する重要な事項として、正徳5年（1715）に「下り松用水」が整備されたことが挙げられる。本寺地区の磐井川上流部から引き入れた下り松用水は、駒形根神社前まで導水し、従来の用水に流し込んで平野部の水田の用水としている。



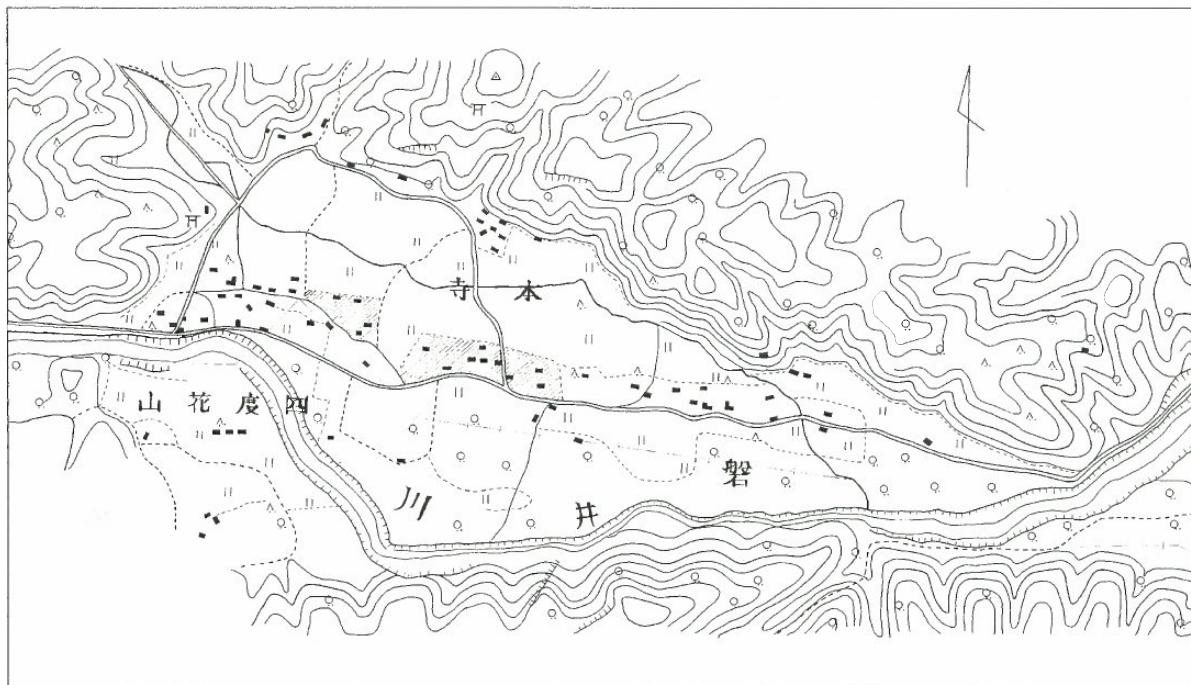
岩井郡西岩井絵図（写）（部分・一関市厳美町槐山隆藏）

※下り松用水整備前の本寺地区の状況を示している。

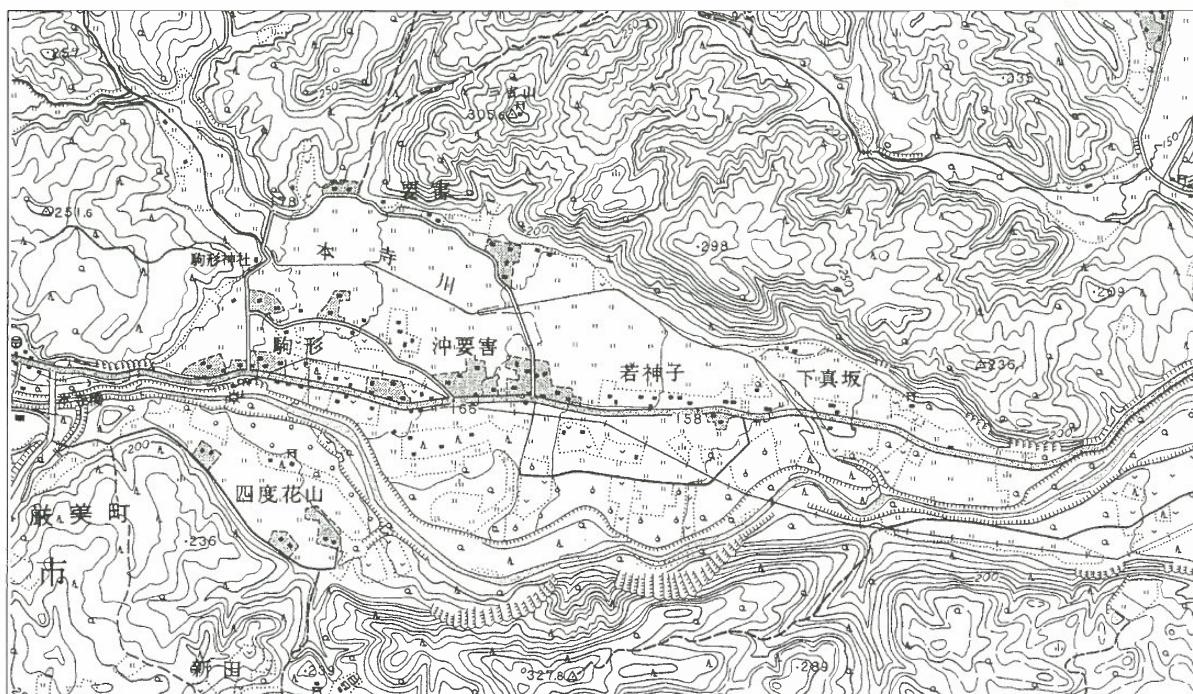
③近世～現代

一関では、明治23年（1890）に鉄道が開通し、人や物資を大量に輸送できるようになり、生活圏が拡大した。本寺地区においても院内街道が整備され、明治33年（1900）に現在の国道342号の原型となるルートが完成し、須川鉱山からの馬車が通行できる道が確保された。

一関市史の記載によると、明治36年（1903）の資料として、厳美地方の物産を馬・硫黄・薪炭としており、本寺地区では農業以外に畜産・鉱業・林業に従事する者も多数あったと考えら

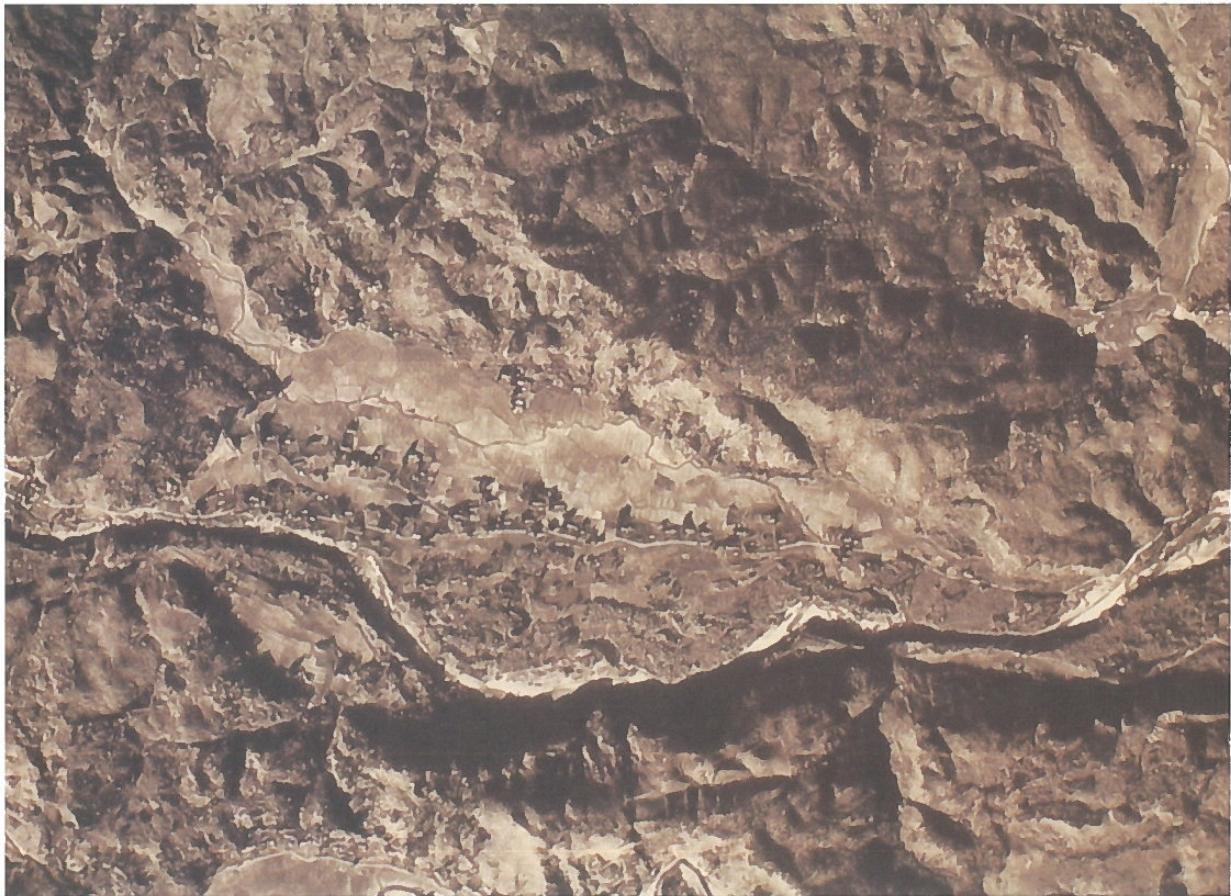


昭和30年代の地形図（基盤整備計画の際に作成した図）



2万5千分の1地形図・平成2年発行

※本寺川の改修は昭和58年に完成している。なお、県道栗駒・衣川線は整備前である。



航空写真(米軍撮影・昭和22年)



航空写真（平成10年）

れる。また、明治から昭和40年頃までは、一関地方では盛んに炭焼きが行われており、旧巣美村（本寺地区が含まれる）では、米で得られる収入に続いて木炭の収入が多かった。

養蚕も藩政時代から行われていたが、明治維新後、失業士族の授産として取り入れられて、一関市中心部とその周辺地域は生糸の産地となり、従来の座繰り製糸からの転換を図って、大規模な製糸工場が作られた。本寺地区でも養蚕を行う農家が多く見られたが（大正5年統計資料では39戸とある）、昭和期以降は養蚕業全体の不振から急速に衰退したと考えられる。炭焼き作業や山に桑を植えていたことは、現地の聞き取り調査の結果も得られている。

他方、明治32年（1899）に耕地整理法が制定されて以後、不整形・小区画の水田の改良や用水路整備が全国的に行われた。岩手県内でも各地で耕地整理が進んだが、本寺地区では実施されないまま戦後を迎えた。その後、昭和30年代と昭和50年代に、それぞれは場整備の機運が高まった時期があったが、ついに実施されることとはなかった。このことが、中世以来の水田景観を残す要因となったのである。ただし、個人での区画の拡大や整形化は随所に見られ、昭和22年に撮影された航空写真と比べると、区画の形状や大きさは変わってきている。

本寺地区では、大正9年（1920）に磐井川発電所が設置され、その際に磐井川からの取水量が増えて本寺地区や山谷地区の灌漑用水に用いられるなど、用水事情は改良された。また、国道342号南側で水田や畠の拡張が進んだ。一方、昭和56年（1981）には山王窟付近で土砂災害が発生して本寺川が氾濫するという被害に見舞われ、昭和58年（1983）に本寺川の河川改修工事が行われた。この工事によって本寺川の拡幅と流路の直線化が行われ、景観に変化をもたらした。

水田区画の小規模な変更や、本寺川の護岸改修工事による流路の変更などの変化はあるものの、本寺地区の中世以来の基本的な土地利用には、大きな変化がないことがわかる。

3. 史跡指定

(1) 史跡指定に至る経緯

骨寺村莊園遺跡は、一関市巖美町の本寺地区に所在する、平泉中尊寺経蔵の別当領であった場所であり、中世東北において絵図に描かれた唯一の村として注目される。平成5年に、NHKの大河ドラマ「炎立つ」をきっかけとして、本寺地区の有志が中心となって、郷土の歴史の蘇生と地域づくりの活動がはじまった。その後、歴史学・歴史地理学等の専門的な研究者が参加する調査研究に移行し、学際的な総合調査へと進展していった。

平成11年からは、地域の発展と地元固有の文化財の保存と後世への望ましい姿を模索する必要から一関市が発掘調査を開始し、今日に至っている。発掘調査は平野部を中心に実施し、平成11年には本寺平野部の微高地に総柱の掘立式建物跡（中屋敷遺跡）、平成12年には北側丘陵裾部字中川地内で掘立式建物跡群（梅木田遺跡）、平成13・14年には、北側丘陵裾部字要害地内で12～13世紀代の遺物、掘立柱建物跡（遠西遺跡）等が発見されている。

史跡骨寺村莊園遺跡は、絵図や文献史料の研究、発掘等調査の成果に基づき、骨寺村莊園絵図に描かれた寺社や岩屋として特定できる6地区（山王窟、白山社・駒形根神社、伝ミタケ堂跡、若神子社、不動窟、慈恵塚及び大師堂）と、中世末の山城跡である要害館跡、さらに中世の遺構が確認された梅木田遺跡と遠西遺跡の合計9地区が、国指定史跡となっている。

なお、絵図に描かれた範囲を網羅する骨寺村莊園遺跡の全体は、およそ400ヘクタールに及ぶものである。指定史跡の面積は、骨寺村莊園遺跡全体の中の極めて代表的な部分であり、莊園全てをカバーできていない。現在、一関市では、絵図に描かれた莊園が今日も基本的に残っているという希有な事例を、将来にわたってその土地の生業である農業という営みを継続しながら、地域住民の理解と連携を図りながら保存していくための取り組みを進めている。このことから領域全体の保護については、絵図に依拠する景観の重要文化的景観選定も一つの方法として申出をしている。

これだけ良好な遺存状況にある本寺地区の調査は緒についたばかりで、今後、莊園遺跡の解明のために継続して調査を実施することとなっている。その成果次第では、史跡の追加指定の検討も進めていくものである。

骨寺村莊園遺跡に関する調査経緯等一覧

年 次	調 査 概 要
平成 5 年 2 月	本寺地区全住民を会員とする「美しい本寺推進本部」発足。 美しい本寺推進本部が骨寺跡等の伝承解明を目指し調査を実施。
平成 5 年秋期	第 1 次歴史地理学調査、國學院大学教授吉田敏弘氏を中心とする現地調査。
平成 6 年春期	第 2 次歴史地理学調査、國學院大学教授吉田敏弘氏を中心とする現地調査。 骨寺村絵図を基礎に描かれた位置・特性などに主眼を置いた調査を実施。
平成 7 年 4 月	「陸奥国骨寺村絵図」が国指定重要文化財となる。
平成 7 年秋期 9 月	第 3 次歴史地理学調査、國學院大学教授吉田敏弘氏を中心とする現地調査。 歴史地理・民俗、地方文書、石造物の調査部会等からなる「陸奥国骨寺村調査委員会」が組織された（委員長は東北学院大学教授大石直正）。
平成 8 年春期	第 1 回骨寺村莊園総合調査。 (歴史地理学的調査、古道調査、石造物調査、聞き取り調査、城館跡等調査)
平成 9 年夏期	第 2 回骨寺村莊園総合調査。 (歴史地理学的調査、古道調査、石造物調査、水田土壤調査、水利系統調査)
平成10年度	第 3 回骨寺村莊園総合調査。 (歴史地理学的調査を中心に各分野の調査、まとめ) 骨寺村地形図（本寺の平野部中心の S=1/2000）を一関市が作成。
平成11年度	一関市が骨寺村莊園遺跡調査を開始。駒形、沖要害地区を調査。中屋敷の微高地で縦柱建物跡検出。
平成12年度	発掘調査により中川地区、梅ノ木田屋敷で掘立式建物跡群を検出。 「中世骨寺村莊園遺跡整備委員会」発足。
平成13年度	発掘調査により、要害地区、遠西屋敷付近で建物跡の一部検出、常滑焼三筋壺の破片とカワラケ片発見。 中世骨寺村莊園遺跡整備委員会、整備と保存の方向について答申。
平成14年度	要害館地形測量。 発掘調査により、遠西遺跡で、掘立式建物跡群を検出。
平成15年度	「骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会」設置 史跡指定候補地確認調査実施 ※骨寺村莊園遺跡が、世界遺産登録を目指す「平泉の文化遺産」の構成資産の候補の 1 つとなる。 ※「月間文化財」9 月号表紙に、骨寺村莊園遺跡の航空写真が掲載される。 ※地元に本寺地区地域づくり推進協議会が設立される。
平成16年度	発掘調査の実施（若神子社周辺）、前要害佐藤家古文書調査。 莊園領域全体の地形測量図作成。 ※骨寺村莊園遺跡の史跡指定が告示される。（平成17年 3 月 2 日）
平成17年度	発掘調査の実施（平泉野台地）。 重要文化的景観の選定を目指した文化的景観保存調査の実施（本寺地区）。 國學院大学吉田研究室による現地調査。 景観農業振興地域整備計画策定に係る現地調査。

(2) 指定説明

■指定名称 史跡骨寺村莊園遺跡

■指定年月日 平成17年3月2日（文部科学省告示第22号）

（追加指定年月日）平成18年1月26日（文部科学省告示第9号）

■指定基準 史跡の部六（交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡）

■面 積 487,885.60m²

■説 明

骨寺村莊園遺跡は岩手県南部、奥州藤原氏の拠点平泉の西約15kmに位置する、中尊寺経蔵別当の所領である。中世の骨寺村に関しては、重要文化財に指定されている2葉の「陸奥国骨寺村絵図」と文書とが中尊寺に伝えられており、村の範囲や景観、内容を具体的に知ることができる。2葉の絵図はともに共通した構図で、縦長の図に東から西を鳥瞰した村を描いている。その四至は『吾妻鏡』文治5年（1189）条にみえる「東鎧懸、西山王窟、南磐井河、北峯山堂・馬坂」と一致する。絵図の上部には遠望できる栗駒山、山王窟の山々、中央に中心部の盆地、左側に磐井川とその対岸の山稜、右側に盆地北側の山稜を描く。「詳細絵図」「在家絵図」などと称される絵図は、水田や家の形まで図像として詳細に描き、村の景観を具体的に示す。一方「簡略絵図」「仏神絵図」と称される絵図は、全体を比較的簡略に描き、神仏田などの宗教施設を記している。図中には、骨寺跡、六所宮、ミタケ堂跡、白山、不動窟、若神子社、慈恵塚などが文字と図で記されている。とともに年代は不詳であるが鎌倉時代とされている。

骨寺村の中心地はその遺称地、本寺地区であり、東西に流れる磐井川沿いの小盆地にある。東西約3km、南北1kmの広さがあり、標高は140～180mで西から東に緩く傾く。盆地の南北は、比高25m以上の河岸段丘崖、北は東西に連なる丘陵に挟まれ、その東端で磐井川と丘陵が迫る狭隘部、絵図の「鎧懸」となる。西側は絵図の正面に位置する台地がある。その裾中央に六所宮の説もある駒形根神社、中腹に白山社が鎮座する。ここから約3km西方に山王窟がある。磐井川に面してそり立つ岩壁の上部に岩屋があり、その背後の谷には奇岩が屹立している。北側の丘陵には「ミタケ堂跡」と伝える岩場、不動窟、慈恵塚、「馬坂新道」と推定される道があり、慈恵塚の所在する丘陵下にはその拝殿の大師堂が現存する。

盆地の中央には帯状の微高地が東西に延び、その北側に本寺川が流れ、南側に絵図の「中澤」に比定される谷がある。盆地中央の水田内には若神子社の林が目立って見える。屋敷林を伴う現在の宅地は、中央の微高地と北側の丘陵裾に分布し、絵図の在家と同様である。現に北側丘陵裾に立地する梅木田遺跡と遠西遺跡では、遺物や柱間寸法から中世と推定される掘立柱建物が発掘されている。また、北側の丘陵上には中世後期の山城と推定される要害館跡がある。現在、宅地周辺に畑があるほかは一面の水田である。このような状況は、磐井川から取水する近世の下り松用水の開削、大正期の揚水機設置によって形成されたものであり、中世における用水源は北側の山水、本寺川、中澤の谷水しかなく、水田面積は限られていたと推測される。し

かし、これまで圃場整備は行われておらず、駒形根神社を起点とした現在の用水体系の基礎は中世にさかのぼる可能性があり、不定形の水田区画に往時の面影をとどめている。

このように骨寺村莊園遺跡は、中世の村落景観を具体的に描いた貴重な絵図と文書が残されているとともに、絵図に描かれた寺社や岩屋などの施設が現存している。また、東北地方の中世村落でかつ平泉の中尊寺を支えた莊園の具体的様相を知るうえで欠くことのできない遺跡であるばかりか、大規模な開発がなされず周辺の地形や環境、景観がともにきわめて良好に保存されており、現地で絵図の世界を実際にうかがうことができる稀有なものである。よって、莊園遺跡を構成する山王窟、不動窟、白山社、駒形根神社、伝ミタケ堂跡、若神子社、慈惠塚、大師堂、梅木田遺跡、遠西遺跡、要害館跡について史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

史跡骨寺村莊園遺跡指定地一覧

市名・大字・字	番地	地目	面積 (m ²)	所有者	備考
一関市厳美町字若井原	194-33	原野	120,821	民有地	山王窟
一関市厳美町字若井原	194-153	原野	3,229	民有地	山王窟
一関市厳美町字駒形	8-1	宅地	2,471.53	宗教法人	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字駒形	2	山林	7,291	民有地	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字駒形	5	山林	48,203	民有地	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字若井原	194-124	山林	8,661	一関市	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字若井原	194-125	山林	7,388	一関市	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字若井原	194-126	山林	16,303	一関市	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字中川	4-1	山林	40,869	民有地	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字中川	6	山林	1,370	民有地	白山社・駒形根神社
「若井原194-122」と「駒形5」に挟まれ、「駒形7」と「駒形8-1」に挟まれるまでの道路敷		法定外公共物	1,550.32	一関市	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字駒形	1-1	山林	22,529	民有地	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字駒形	4-1	山林	7,169	民有地	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字駒形	6	山林	715	民有地	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字駒形	7	山林	10,514	民有地	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字駒形	47-2	山林	977	民有地	白山社・駒形根神社
一関市厳美町字中川	31-1	山林	6,354	民有地	梅木田遺跡
一関市厳美町字中川	32-1	畠	2,576	民有地	梅木田遺跡
一関市厳美町字中川	30-1	畠	588	民有地	梅木田遺跡
一関市厳美町字中川	141-1	山林	1,946	民有地	梅木田遺跡
一関市厳美町字要害	200-2	保安林	12,947	民有地	伝ミタケ堂跡
一関市厳美町字要害	203-1	保安林	10,667	民有地	伝ミタケ堂跡
一関市厳美町字要害	204-1	保安林	16,615	民有地	伝ミタケ堂跡
一関市厳美町字要害	206-2	保安林	8,948	民有地	伝ミタケ堂跡
一関市厳美町字要害	114-1	畠	2,108	民有地	遠西遺跡
一関市厳美町字要害	115-2	田	1,576	民有地	遠西遺跡
一関市厳美町字要害	79-1	田	764	民有地	遠西遺跡
一関市厳美町字要害	223	山林	13,867	民有地	要害館跡
一関市厳美町字要害	225-5	保安林	2,590	民有地	要害館跡
一関市厳美町字要害	228-1	山林	16,627	民有地	要害館跡
一関市厳美町字若神子	31-2	原野	93	民有地	若神子社
一関市厳美町字下真坂	80-2	保安林	5,437	民有地	不動窟
一関市厳美町字下真坂	79-2	山林	12,423.19	民有地	不動窟 50,558m ² の内 12,423.19m ²
一関市厳美町字下真坂	25-4	宅地	65.75	民有地	慈惠塚・大師堂
一関市厳美町字下真坂	25-5	山林	125	民有地	慈惠塚・大師堂
一関市厳美町字下真坂	25-11	原野	42	民有地	慈惠塚・大師堂
一関市厳美町字下真坂	25-3	保安林	3,125	民有地	慈惠塚・大師堂
一関市厳美町字下真坂	25-6	山林	18,647	民有地	慈惠塚・大師堂
一関市厳美町字下真坂	25-7	山林	38,291	民有地	慈惠塚・大師堂
一関市厳美町字下真坂	38-2	山林	2,021	民有地	慈惠塚・大師堂
一関市厳美町字下真坂	72-1	保安林	9,381.81	民有地	慈惠塚・大師堂 75,206m ² の内9,381.81m ²
面積合計 (m ²)			487,885.60		

4. 史跡指定地の状況

史跡指定地は、道路敷等のごく一部を除き、全域が民有地である。史跡指定地の地目は、山林・田・畠・原野・宅地・保安林・法定外公共物となっている。

指定地における土地利用に関する法規制として、全地域が「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域」に該当する。また、山林の一部は、「森林法」に基づく保安林指定がなされている。

(1) 山王窟

山王窟は、磐井川に面した岩壁の西側に開口した洞窟を利用して勧請されたもので、「日吉神社」と呼ばれ信仰されている。本寺地区から磐井川を約4km遡ると矢櫃ダムがあり、山王窟はその東北東に位置する。山王窟は、骨寺村の西境の地名として『吾妻鏡』や『中尊寺文書』に記されている。「詳細絵図」では「山王石屋」、「簡略絵図」では「山王」と記され、いずれも絵図の正面に重なり合う山稜の一部として描かれている。

通常、洗心橋の分岐点から先は、所有者によって道路に施錠がなされているため、指定地内への立入りは制限されている。

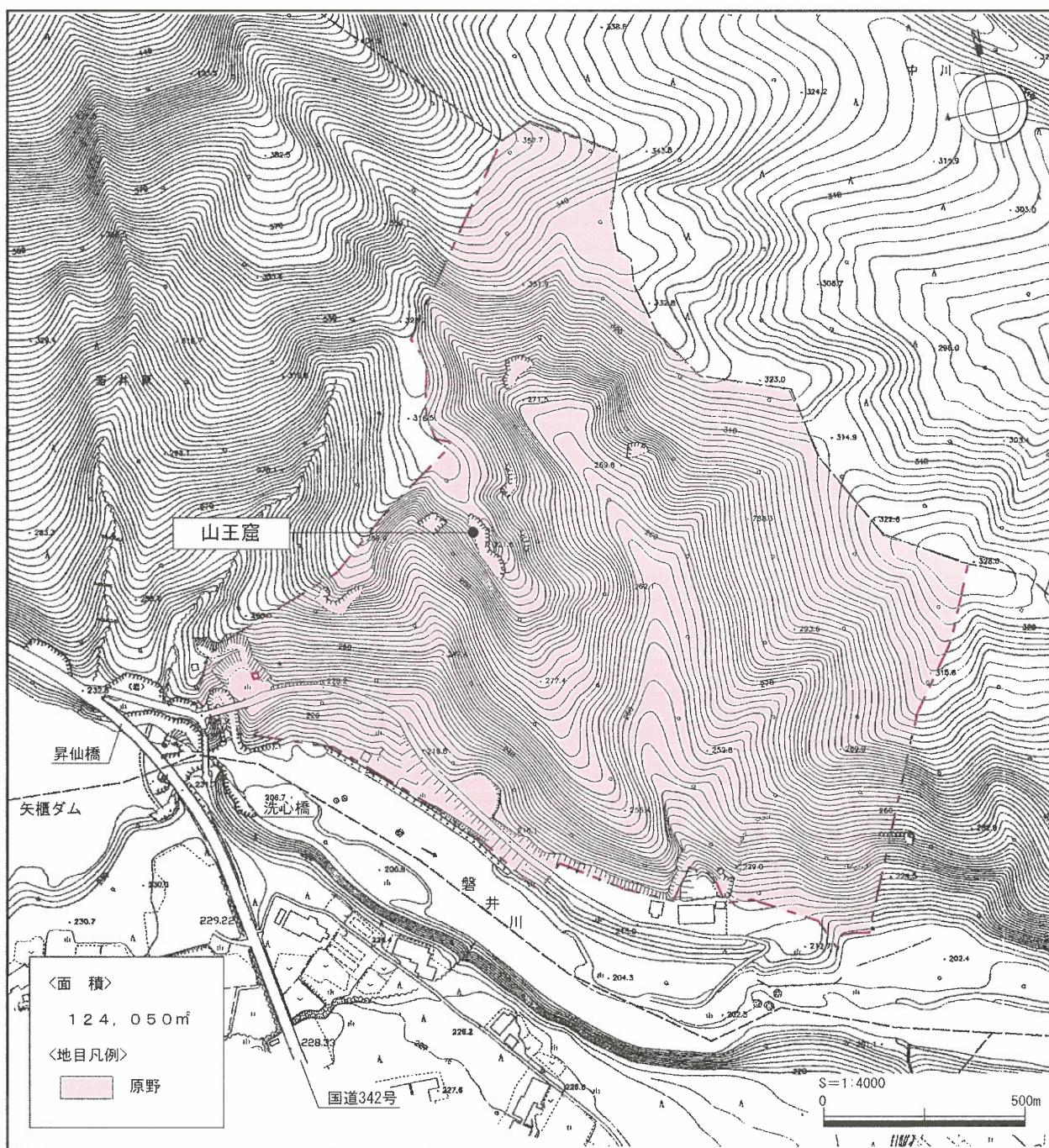


指定地遠景



洞窟のある山頂の岩壁

【地 形】 山王窟は、北北西に位置する山王山と峰続きの突き出た岩場にあり、頂部の岩壁はほぼ垂直に切り立った崖で、下部は所々露岩のみられる急傾斜地となっている。北側の沢筋を登る途中には、地元で「胎内くぐり」「太陽岩」などと呼ばれる岩山がある。天台系の聖がミタケ堂から平泉野台地を通り、尾根伝いに山王に至る道のりを想定すると、そのルートに沿った属性の1つとも考えられる。



【山王窟】 岩壁の中腹にある洞窟の開口部には、所有者が設けた庇と扉があり、前面には手すり付きのテラスがあるが、テラスの床板には損傷が目立つ。また、山王窟に登るためには西側や北側の沢を利用するルートがあるが、いずれも急傾斜で険しいルートとなっている。一部に簡易的な階段も設置されているが、荒れた状態である。

【植 生】 植生は、主にコナラやクリ、ミズナラなどの落葉広葉樹林からなるが、尾根などの露岩地には、アカマツ林が多く分布する。凝灰岩質の痩せた尾根は露岩となり、単木状のアカマツやホツツジなどの低木が生育する。



山王窟のアカマツ林と矢櫃ダム



山頂付近から見た北側の樹林



山王窟北側の沢筋



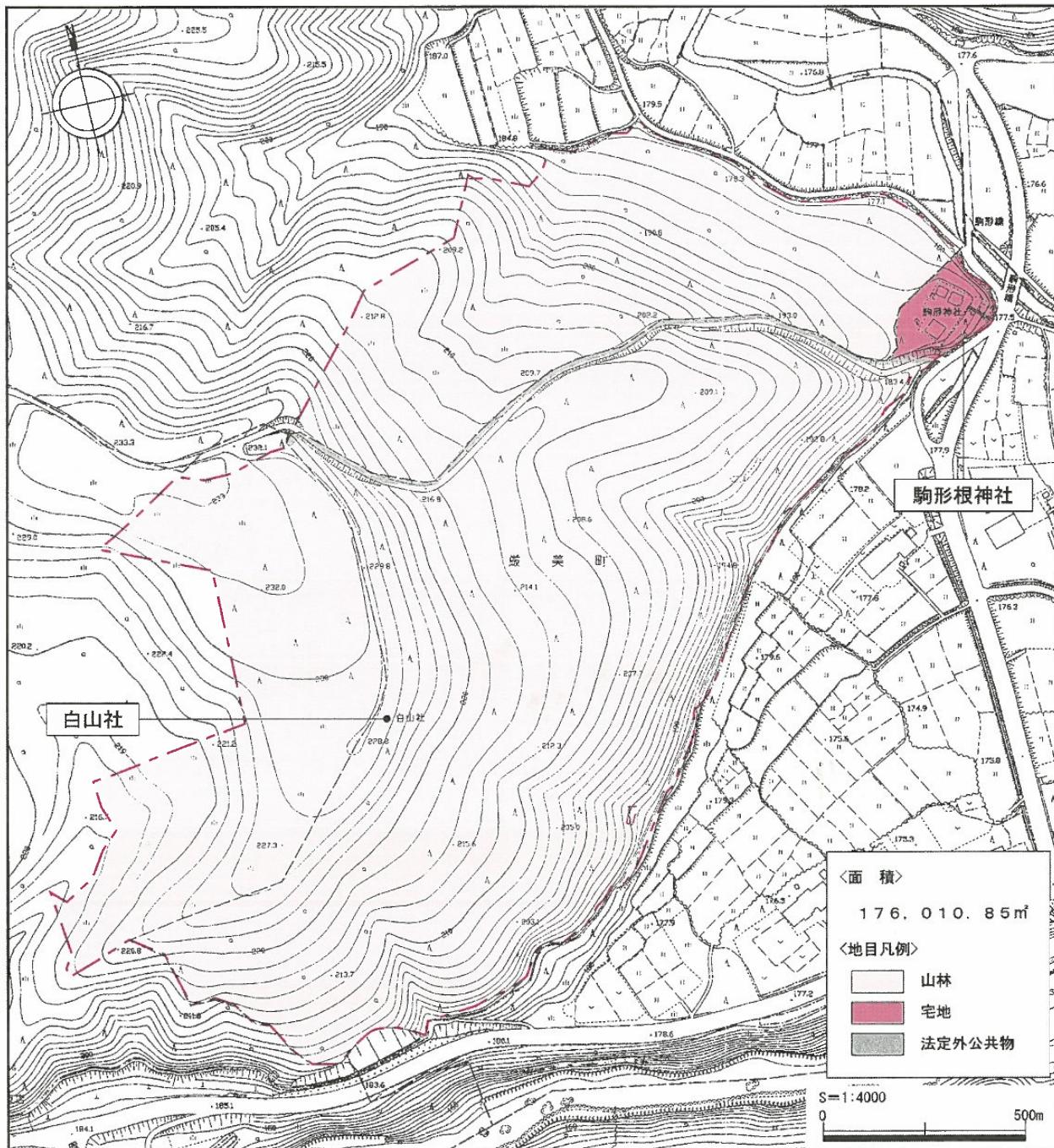
洞窟前面に設置された庇とテラス



太陽岩

(2) 白山社・駒形根神社

白山社・駒形根神社の所在する平泉野台地は、「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた西側正面の山並みの最前列にあたる。「詳細絵図」に描かれた平泉野台地付近を表す内容は、台地の東裾から山王山までの範囲を意図したものと考えられ、その範囲には山王石屋、七高山、骨寺堂跡、六所宮、房社跡等也、等が示されている。「簡略絵図」には、平泉野台地上に堂山、六所宮、骨寺跡、白山、寺崎、台地東側縁辺部付近に馬頭観音が示されている。平泉野台地では、國學院大学による調査が行われたり、当市も発掘調査（平成17年度）を実施しているが、「陸奥国骨



白山社・駒形根神社指定範囲図

寺村絵図」に描かれた骨寺跡や六所宮の所在を裏付けるような遺構・遺物は現段階では確認されていない。ただし、駒形根神社からは、本寺地区の平野部全体を見渡すことができ、現在の本寺地区においても中心的な役割を果たすことから、集落の中心的な意味あいを持ち続けた場所であることを感じさせている。

白山社・駒形根神社の指定地は、駒形根神社の境内地をのぞいて全て山林となっている。駒形根神社南側から台地頂部に向かう道（法定外公共物）は、林道として利用されている。近年設置された駒形根神社北側斜面のコンクリート擁壁が目立ち、景観上そぐわないものとなっている。

【駒形根神社】 駒形根神社は、平泉野台地東端の段丘面上に位置し、「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた六所宮を想定される位置関係にあるが、境内地については未調査である。江



平泉野台地



駒形根神社拝殿



白山社



駒形根神社参道



境内地の石造物

戸時代の記録には、馬頭観音堂として記録されている。

駒形根神社の鳥居をくぐり参道石段を登ると、境内地には本殿・拝殿・鐘楼・神楽殿があり、多数の石造物も設置されている。本寺地区には、宮城県北地方から岩手県南地方に伝わる「南部神楽」のひとつである本寺神楽が近年まで継承され、神楽殿では本寺神楽が奉納されてきた。しかし、本寺神楽は継承者の減少から、数年前に解散したままとなっている。

建造物の建築年代はいずれも不詳で、棟札などの調査は行われていない。石造物には、駒形根神社に本来設置されたものと、本寺地区にあった石造物を移設したものが含まれている。平成12年度に行われた國學院大学の石造物調査によって、最も古い記銘年の石碑は享保17年（1732）であることが確認されている。

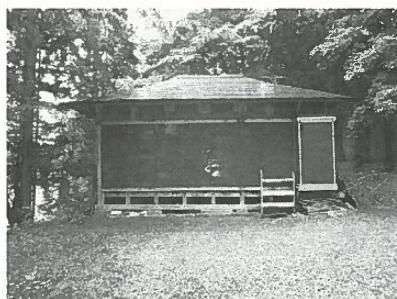
【白山社】 白山社は、平泉野台地頂部の緩斜面に位置する。白山社の社殿は新しいが、周辺には石の祠や礎石と思われる石が点在している。また社殿脇には、高さ4m程度の古木のアセビが生育する。アセビは周辺の丘陵では殆ど見かけないことから、植栽されたものと推察される。

【植 生】 南東側斜面はスギ植林となり、北側や西端あたりでは、樹木の伐採跡地に落葉広葉樹林が分布する。スギ植林は樹林高20m以上であり、間伐などの管理が比較的良好に行われている。

落葉広葉樹林では、コナラやクリを始め様々な樹種が見られるが、全般的に弱齢である。樹林高が9～10m程度の樹林や、伐採から数年が経過した高さ4～5mの低木林がある。



本殿



神楽殿



鐘樓



駒形根神社北側斜面のコンクリート擁壁



駒形根神社背後の若い落葉広葉樹林

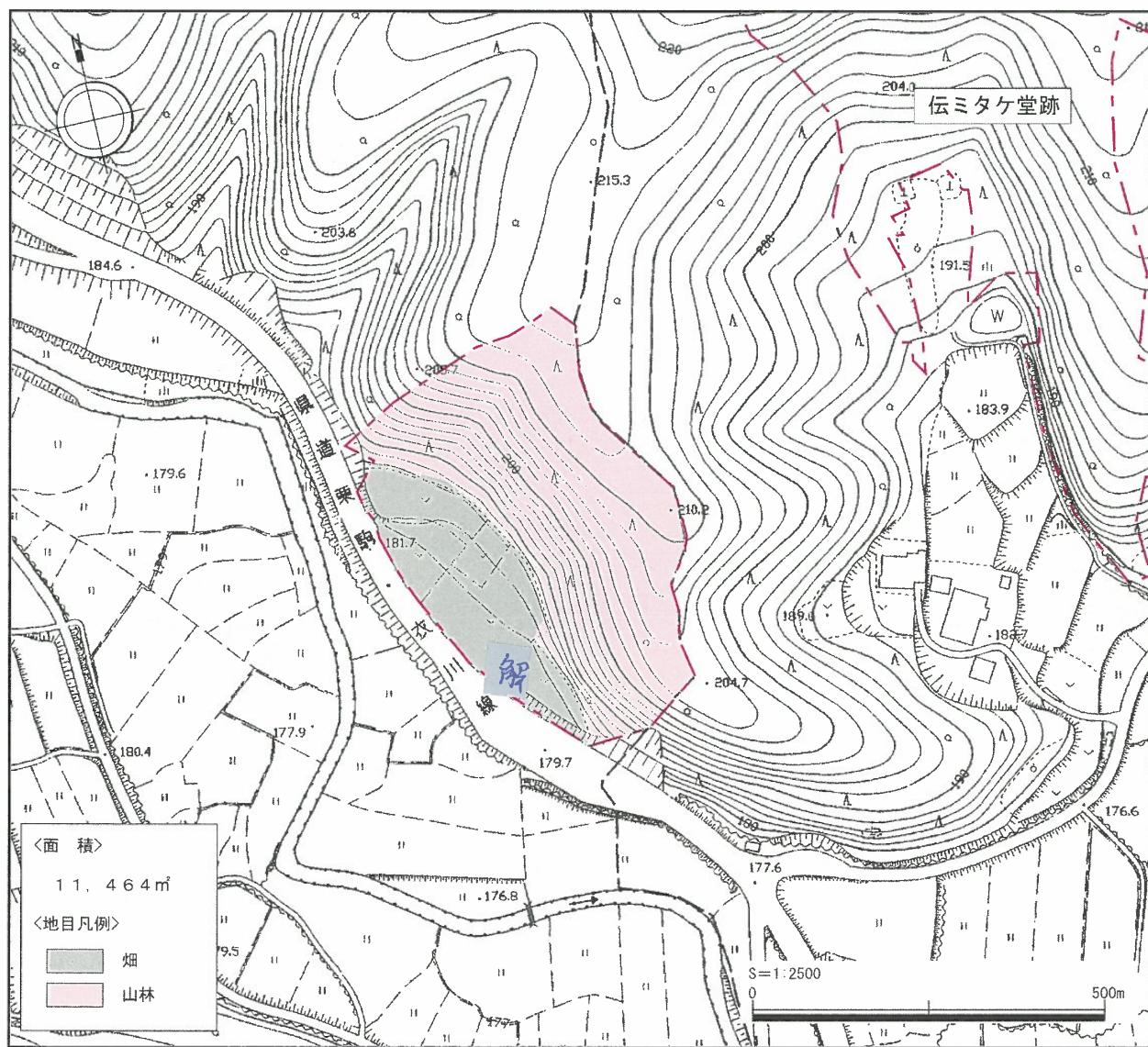


スギ植林の伐採状況

(3) 梅木田遺跡

梅木田遺跡は、主要地方道「栗駒衣川線」の東側に沿った斜面地に位置する。現況は山裾の耕作地と背後の急傾斜地の樹林からなり、樹林の大半はスギ植林で、東側の一部は落葉広葉樹林となる。

平成12年度の発掘調査で検出された掘立式建物跡及び柱穴群は、柱穴の規模や造成等から、組織的な作業を伴うものと考えられる。梅木田遺跡の場所は、「簡略絵図」の丘陵裾を区画して描いている線の、西北角のあたりと考えられる。ここには「ミたけたうよりして山王の岩屋へ五六里之程」との記述があり、行程を示す中での目印もしくは基点となる意味合いを持つ場所にあたり、重要な施設があった可能性が高い。



梅木田遺跡指定範囲図

【遺跡の調査】 平成12年度の発掘調査で、沢状の地形のほか溝跡や柱穴跡等を検出している。調査区の中程を横切る溝の下と上とで、明らかに違う建物を想定でき、溝の下方では、斜面に沿って柱間 2 m 前後の建物跡が確認されている。また、溝の上方は、斜面を造成した上に掘立柱建物があったことを確認している。柱穴の掘方の径が 1 m を超え、柱間も 2.4m 前後と大きく、平泉町で確認されている 12~13世紀の建物跡の特徴と、共通点が見出せる。



梅木田遺跡現況



遺構の検出状況（東から西）



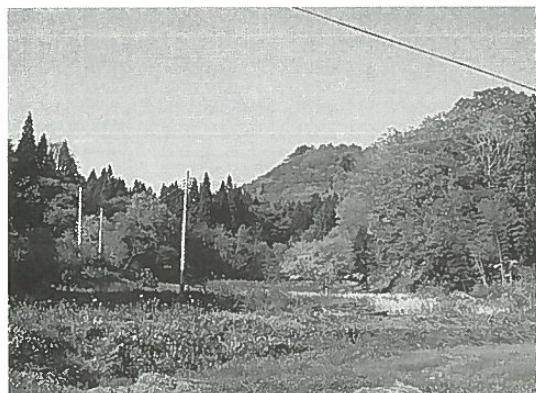
梅木田遺跡遺構図（平成12年度）

(4) 伝ミタケ堂跡

伝ミタケ堂跡は、駒形根神社から本寺川を隔てた北側丘陵部の山で、ワッタ・タカミという屋敷名で呼ばれる屋敷の背後の山に位置する。「詳細絵図」に描かれた正面の山並みの右側、本寺川の北側に、「ミタケアト」という名称が記載されている。また、「簡略絵図」においても同様の位置に金峰山と書かれた山並みの脇に、「ミたけたうよりして山王の岩屋へ五六里之程」と書かれている。2つの絵図に示されたミタケ堂跡は、山頂に近い標高約220～230m付近のわずかな平場を中心とした場所のことを指すと、古くから言い伝えられている。この平場からは、山王山を展望し、眼下に平野部を眺めることができる。

【地 形】 平野部から眺める山の稜線は、「簡略絵図」に描かれた金峰山の急峻な地形の表現と酷似する。山頂付近は切り立った細尾根が続いており、ミタケ堂跡とされる平場の背後には、壁状に岩盤が露出する。岩の上縁や割れ目にも樹木が生育し、将来、樹木の倒壊や、根茎によって岩盤が崩れ易くなるなどの危険性が考えられる。

【植 生】 伝ミタケ堂跡は、個人所有の山林で指定地全域が保安林となっている。主に、コナラやクリが優占する落葉広葉樹林である。指定範囲下部の南端に張り出した尾根及び西向き斜面の落葉広葉樹林は、管理の行き届いた弱齡林である。沢筋や凹地にはスギ植林が分布しているが、その多くは管理が滞っている。



平野部から眺める伝ミタケ堂跡



山頂付近の平場から眺める平野部



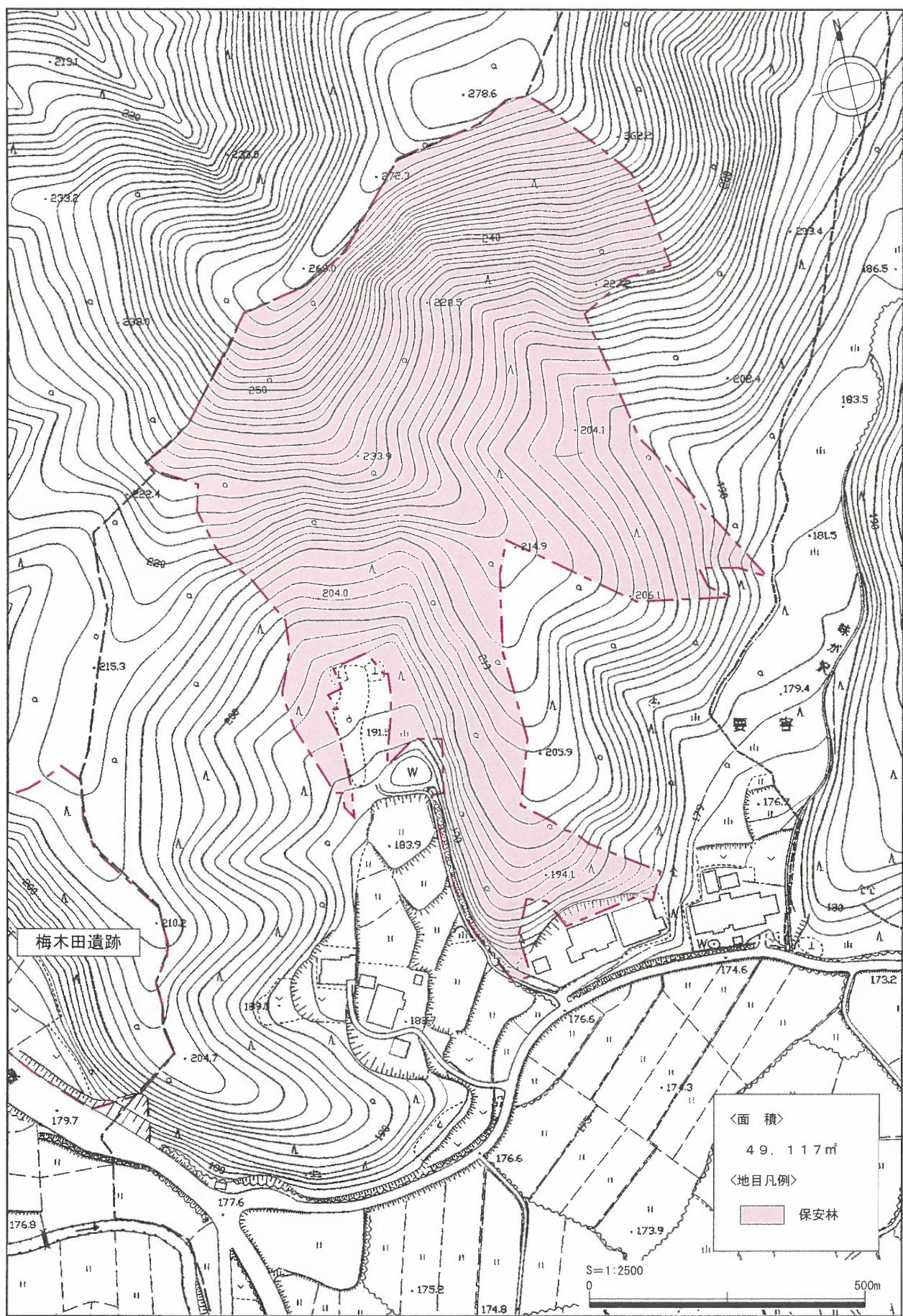
明るい林床を保つ落葉広葉樹林



山頂付近の岩盤露出面の状況



山頂付近の平場



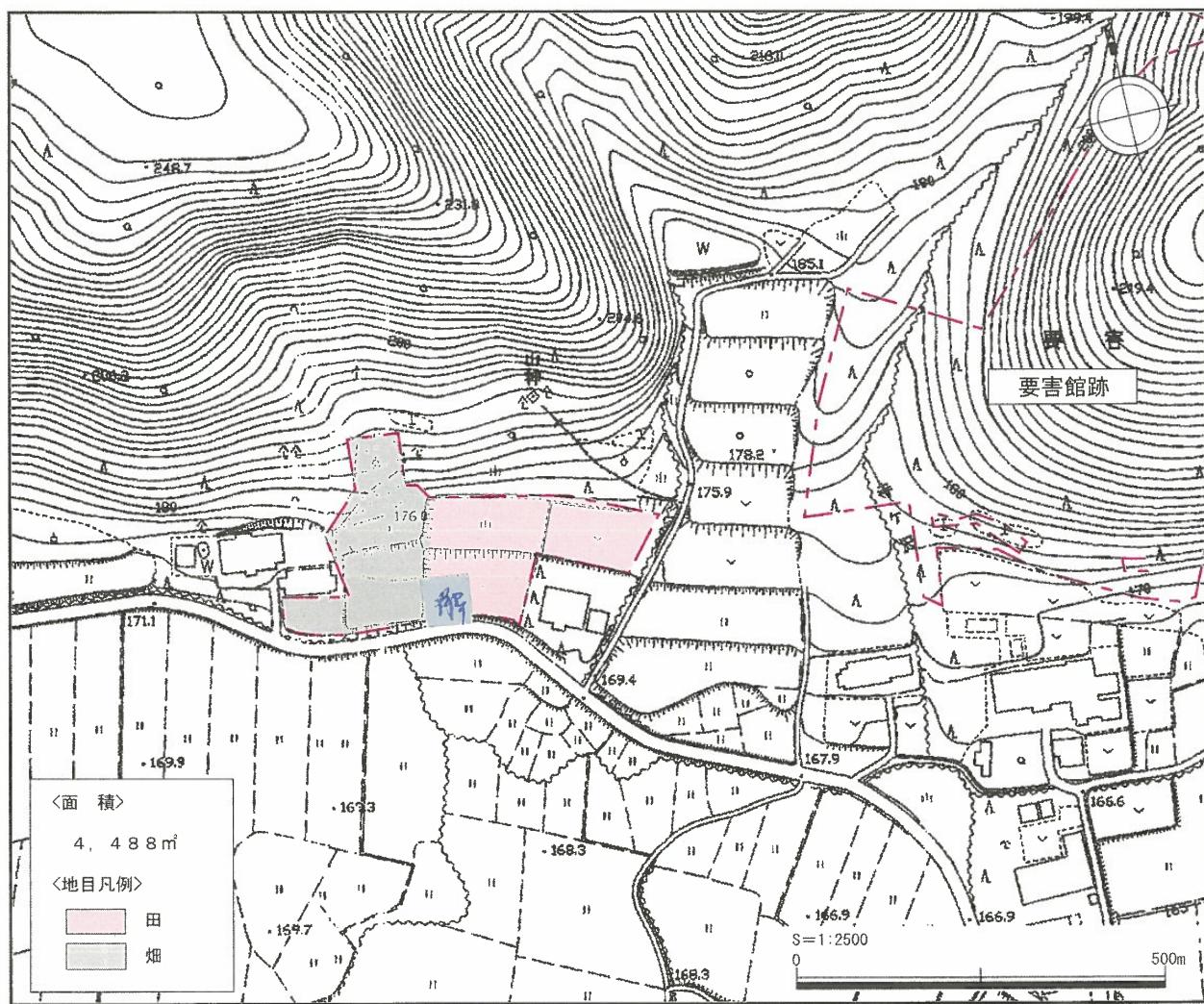
伝ミタケ堂跡指定範囲図

(5) 遠西遺跡

遠西遺跡は、要害館跡西側の沢に接する平坦面で、丘陵部山裾の緩斜面を耕作地に開墾した場所である。

遠西遺跡で確認された掘立式建物跡は、整地された平坦面に構築されたもので、山裾の一定の高さの土地に、居住施設を設ける土地利用の傾向が確認できた。なお、現在の本寺地区の平野部は水田が多くの面積を占めるが、屋敷地となっている場所は水田と比較するとやや高い場所に分布しており、遠西遺跡と同様の土地利用が継続されている。

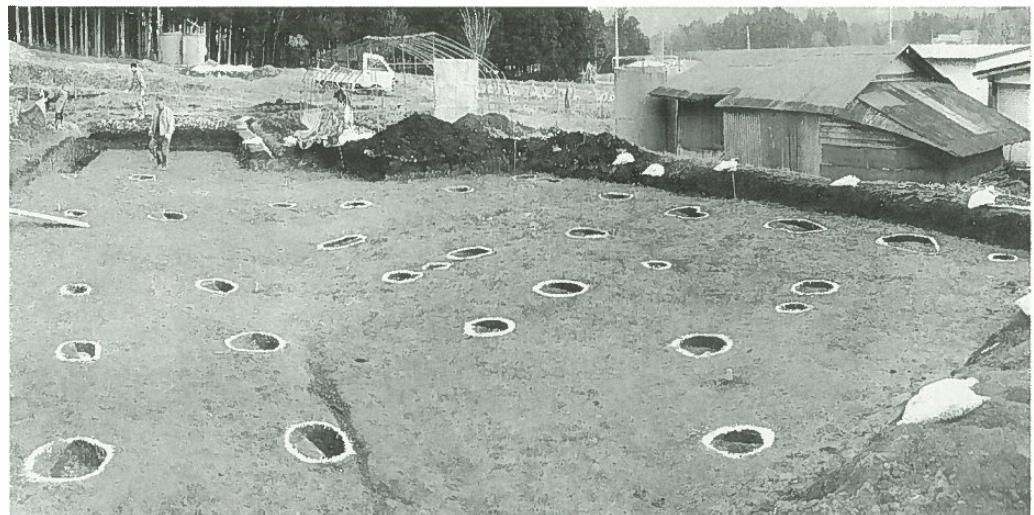
現状は休耕地となっており、放棄耕作地に特有な一年草のイネ科草本が優占している。



遠西遺跡指定範囲図

【遺跡の調査】 平成13年度の要害館跡裾部の調査で、柱穴群と溝が検出された。また、遺構に直接伴う出土ではないが、遺構検出面の精査段階で12世紀代と推定される常滑の三筋壺の破片と13世紀代と考えられるカワラケ片が出土している。

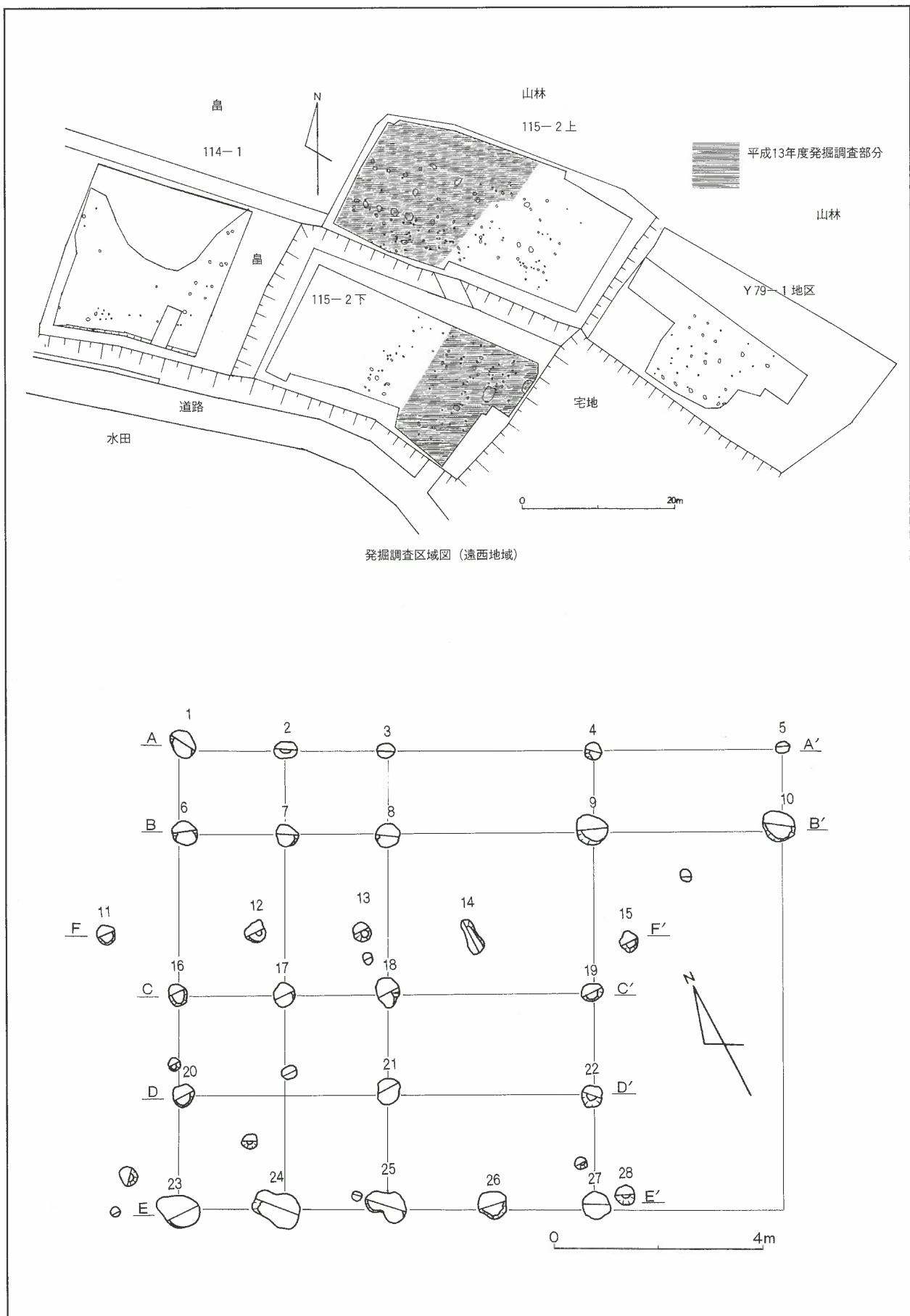
平成14年度の調査では、建物跡等の柱穴が確認されている。中でも掘立式建物跡(SB01)は、山裾を造成した後に建てられたもので、柱間は2mを基準とし、柱並びの明確な遺構である。この掘立式建物跡は、年代特定には至らなかったが、東西方向に長い桁行19.7m、梁間7.1mの規模の主屋に、庇の付く形式が想定できる。



遺構検出状況（平成14年度・Y79-1 地区 SB01 掘立式建物跡）



遠西遺跡現況



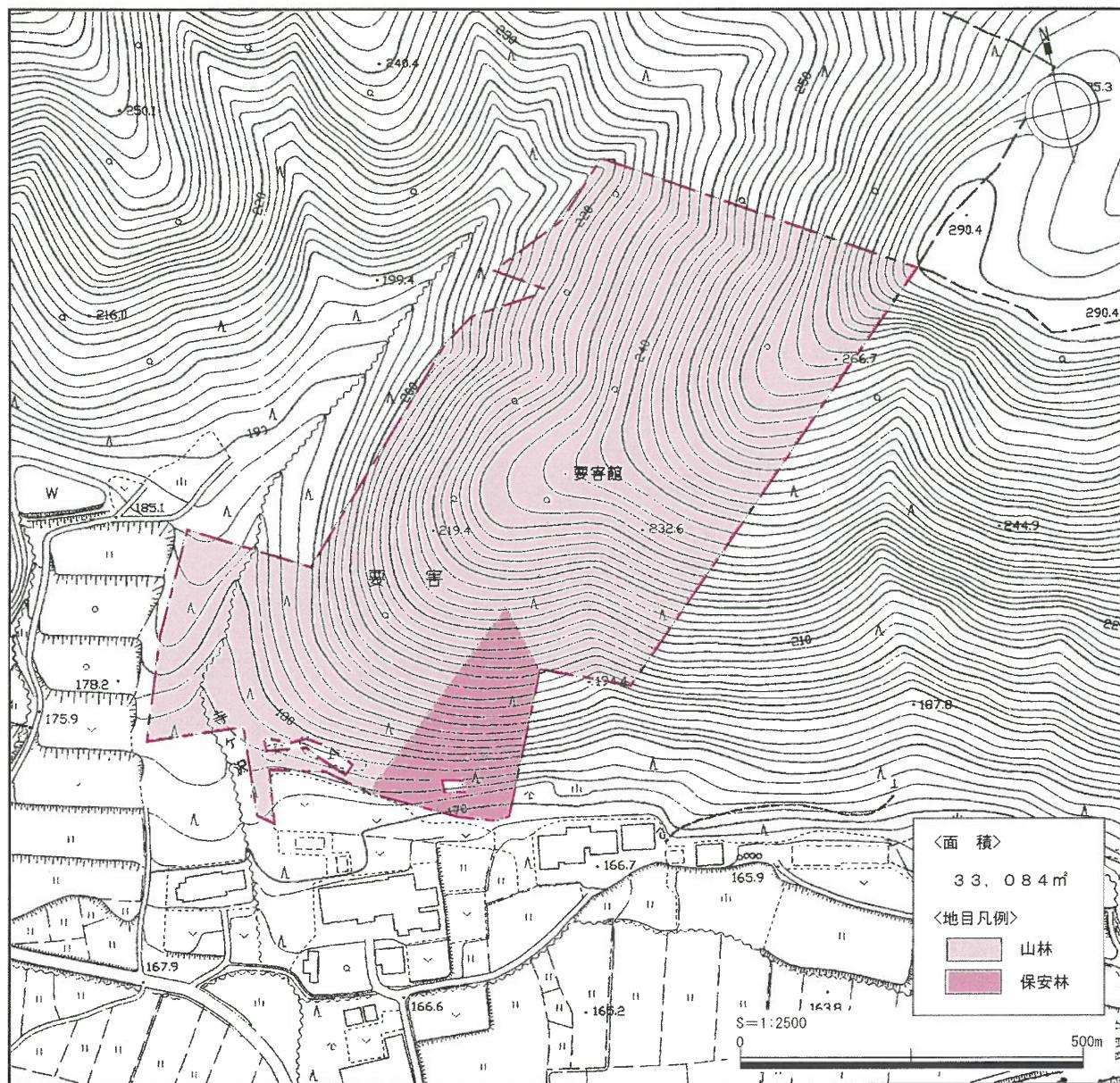
遠西遺跡発掘調査区域図及び掘立式建物跡（Y79-1 S B01）遺構図

(6) 要害館跡

要害館跡に関する記述は、江戸時代後期にまとめられた地誌『安永風土記』の中に、「縦二十五間、横二十四間」、「本寺十郎左衛門と申方、住居の由、申し伝え候処、年号相知不申候事」とある。これは館の規模とリーダーとなる人物を記述したもので、山城の存在を示している。館の規模は、概ね主郭を中心とした範囲を示していると考えられる。

平野に面した丘陵地形を利用した山城は、中世末の戦乱の時期に構築されたもので、特に北上川流域や主要幹線道路の要衝等に築城された。要害館跡の城主に関する資料は、現在のところ見つかっていないが、葛西氏に属した中世末の山城跡の1つと考えられている。

要害館跡は、東西に細長い本寺地区の中央部に位置しており、主郭から平野部全体を眼下に見ることができる。史跡指定地は、全て個人所有であり、南面する急斜面の一部が保安林となっている。



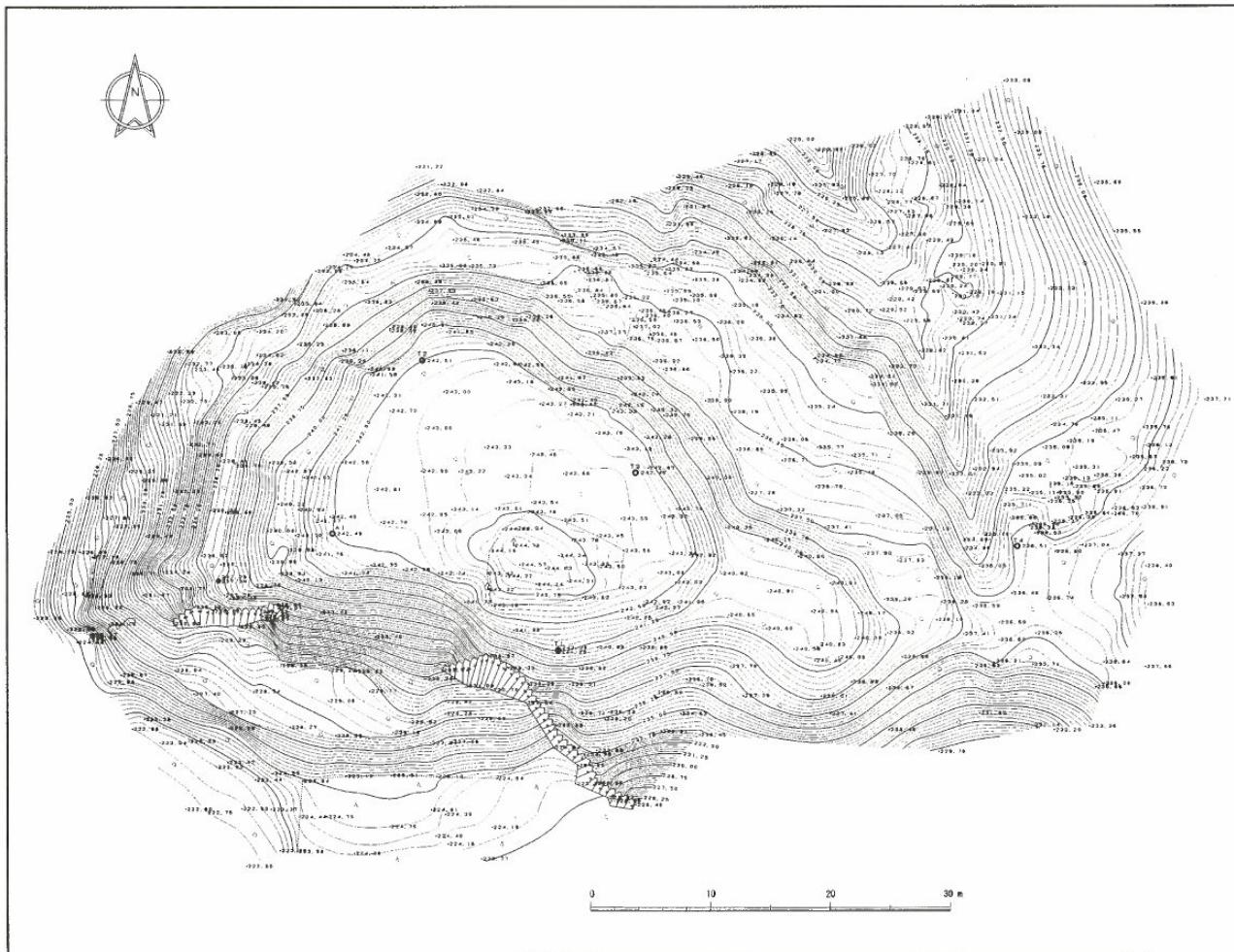
要害館跡指定範囲図

【地 形】 先端部の高い平坦地を主郭とし、周辺に郭や帯郭を配している。西方に突き出た丘陵頂部の、尾根に沿って少し狭くなった部分に空堀を設けることで、先端部を独立させている。丘陵尾根筋以外は急峻な傾斜面となっており、自然地形を利用した防衛拠点を構築している。

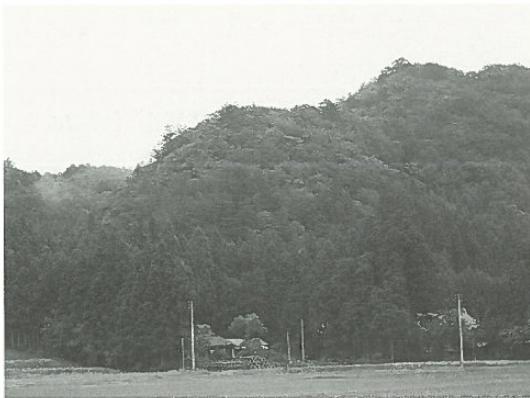
平成14年度に丘陵頂部の地形測量を実施した結果、山城としての規模は大きくないが、山城の形状を良くとどめていることが判明した。

【植 生】 斜面下部や谷筋はスギ植林となっていて、上部は落葉広葉樹林が主な植生である。尾根の露岩地などにはアカマツ林が分布する。主郭周辺は、落葉広葉樹林の比較的若い林である。

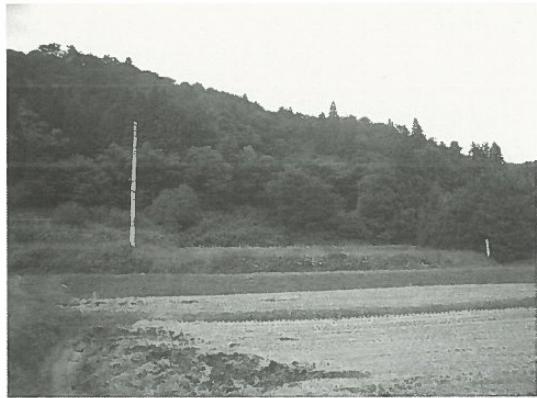
また、主郭の中央の微高地には、アセビが小群状に生育する。白山社にも老木があるが、アセビは周辺の丘陵では殆ど見かけることはないことから、植栽したものと推察される。



要害館跡地測量図



要害館跡全景（南から）



要害館跡全景（西南から）



露岩する急傾斜面の状況



空堀跡



主郭の石祠と背後のアセビの樹林



寺が沢

(7) 若神子社

若神子社は、平野部東側の水田中央部、本寺川の南約100mに位置している。小規模な樹叢を伴う若神子社は、水田の中のランドマークとなっていて、本寺地区の重要な景観となっている。

「簡略絵図」に、若神子神田二段との記載があり、その脇に社と考えられる建物と木立が描かれている。現在の若神子社は、位置関係からおおよそ「簡略絵図」の記載と一致するとみられる。若神子社に関しては、江戸時代後期の『安永風土記』にも記述があり、若神子社は六所明神とされ、吾勝尊小碓尊を祀り、二子宮・若宮とも呼ばれていたと記されている。

史跡指定地は、周囲より若干小高い平坦地で、北側に石祠があり、境内地縁辺部を樹木が囲んでいる。現在は、所有者の氏神的な管理状況にある。



若神子社指定範囲図

【遺跡の調査】 平成16年度に、試掘調査と石祠の実測調査を行った。発掘調査では、若神子社に直接関わる情報は得られていないが、指定地周辺の南・東部分の試掘調査では、川原石層の広がりが認められ、若神子社周辺の旧河道の位置や氾濫の可能性が想定される。

【石 祠】 4基の石祠と石水鉢がある。最も大きな石祠の側面に文字が彫りこまれている。東側には「唯干時明治十五年 旧十月十日地主別当 佐々木喜一郎」とあり、西側には、「石工 五串村 小野寺權右衛門」と刻まれている。他の石祠・石水鉢については文字等は確認されていない。

最も大きい祠を若神子社とし、所有者によって覆屋が設置されている。現在の覆屋は2～3年前に建てられたもので、古い覆屋の部材の一部は今も残されている。

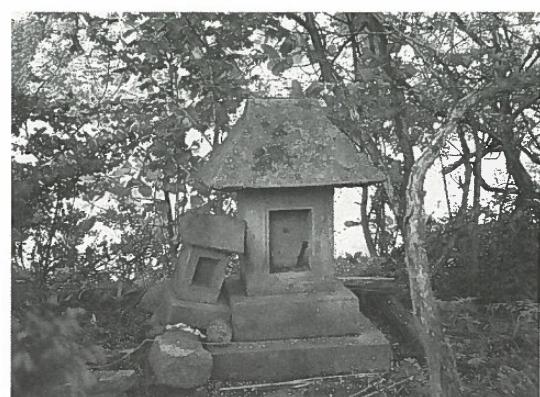
【植 生】 若神子社の樹木の構成は、クヌギ、ヒバ、スギ、ホオノキ、ウワミズザクラ、アズキナシであり、低木にはアセビが見られる。クヌギとヒバは植栽樹木であり、クヌギは樹高15mに達する。ヒバの樹齢は、70～100年と推定される。



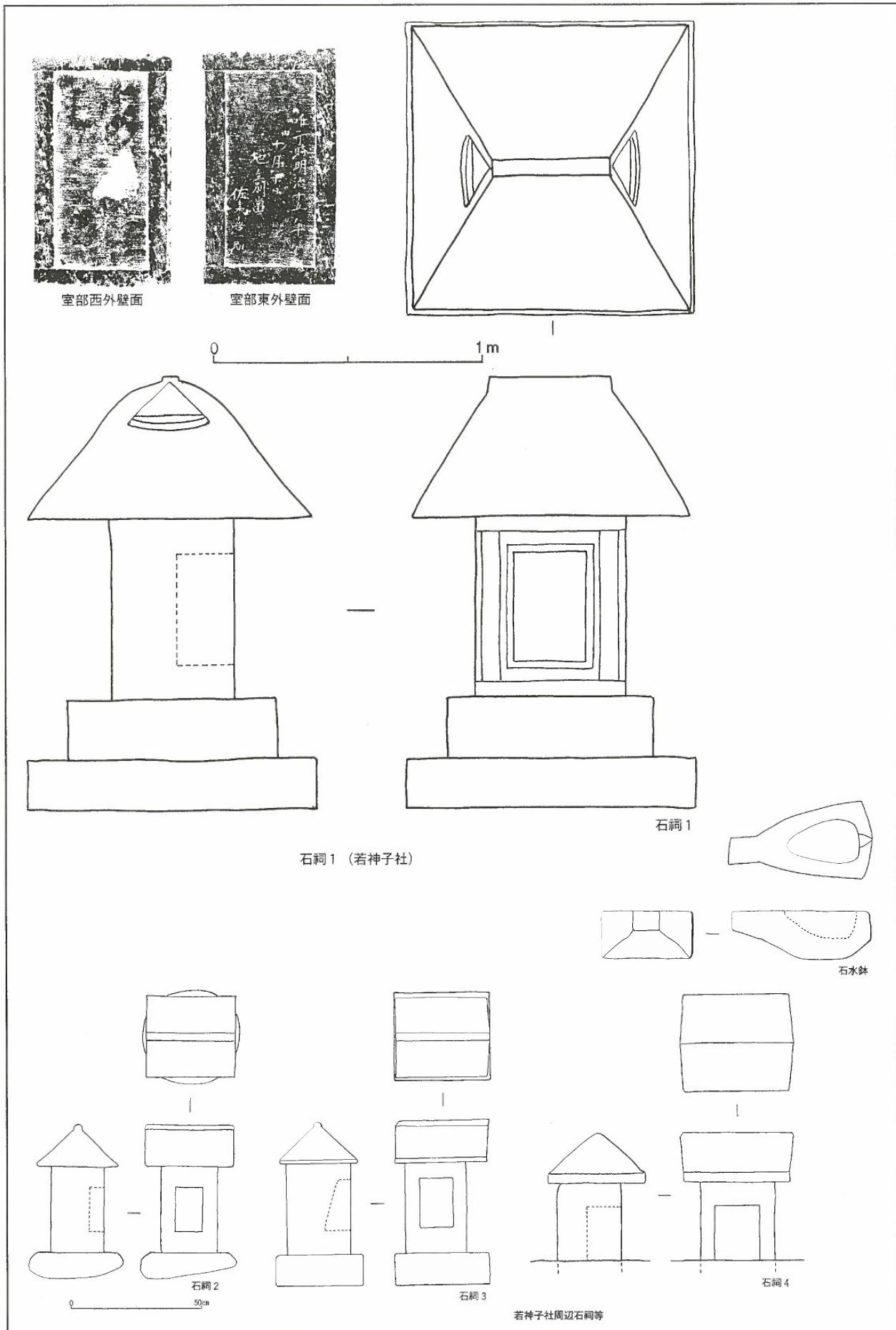
若神子社全景



若神子社の石造物と覆屋



若神子社（覆屋設置前の状況）



若神子社の石造物実測図

若神子社石祠の規模・形状一覧

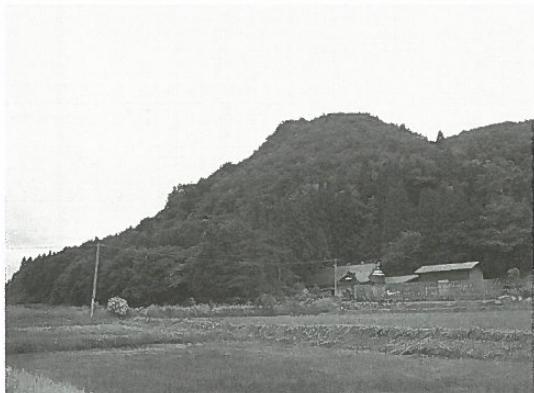
	高さ	幅	奥行	特徴
若神子社 石祠 1	cm 161.3	cm 106.5	cm 107.0	屋根、室部、基壇の3要素のうち屋根と室部は、丸彫りにより石材一塊からそれぞれの形状を彫り出している。 屋根は入母屋に造り、垂木なども表現している。 室部正面空洞を造り、柱など表面的な装飾を施している。 室部東壁「唯干時明治十五年 旧十月十日地主別当 佐々木喜一郎」。室部西壁「石工 五串村 小野寺權右衛門」基壇部分は特に装飾らしいものはないが、2段とし室部を受ける。 この周辺の石祠の規模、装飾を比較して、この若神子社は荘重な雰囲気となっている。
西隣 石祠 2	cm 60.6	cm 37.0	cm 36.0	屋根、室部、基壇からなる屋根切妻の石祠。室部は本尊・御札・御弊を入れられるよう空洞を造る。基壇は1段である石質が異なり、室部、屋根部とは異質であり、跡で組み合わせたものである。この他、特に刻まれた文字や装飾らしいものは認められない。
西隣 石祠 3	cm 65.0	cm 36.5	cm 33.5	屋根、室部、基壇からなる屋根切妻の石祠。室部は本尊・御札・御弊を入れられるよう空洞を造るが、空洞の下位の奥行きがふかく上部が浅い。 基壇は1段である。特に刻まれた文字や装飾らしいものは認められない。
西隣 石祠 4	cm 49.0	cm 43.0	cm 37.0	屋根、室部が現存し基壇は確認できない。しかも室部下方が埋没している。屋根は切妻屋根である。 室部は本尊・御札・御弊を入れられるよう空洞を造る。 特に刻まれた文字や装飾らしいものは認められない。
石水鉢	cm 18.0	cm 30.0	cm 53.0 (長さ;)	内部舟形に彫りくぼめられたものである。道具の痕跡はみられるものの、文字等は認められない。

(8) 不動窟

不動窟は北側丘陵部の東寄り、やや南に張り出した山の中腹付近にある洞窟で、地元で「不動窟」と言い伝えられてきた。洞窟のある丘陵は急傾斜の露岩地で、山頂まで保安林となっている。「不動窟」は、名称や立地、周囲の丘陵に展開する他の宗教施設との関連から、修験の活動の痕跡として見ることができる。

「詳細絵図」の北側の山並みの中に、南に張り出すように描かれた山の図像に「不動石屋」と記されている。厳美村誌には、「一名鬼ヶ窟（在小名中真坂）夷賊高丸の居所、不動尊を安置す」とあるが、伝承を記したものと考えられ、根拠となる資料は見当たらない。

【洞窟部】 丘陵の中腹の洞窟の標高は約170～180mで、壁状の露岩地に開口する。開口部は南向きでやや東よりである。開口部の幅は約3m、奥行きは9mほどで、奥に進むと狭くなる。開口部付近には鑿痕のような加工痕が認められ、扉などの仕切りが設けられていた可能性を示している。



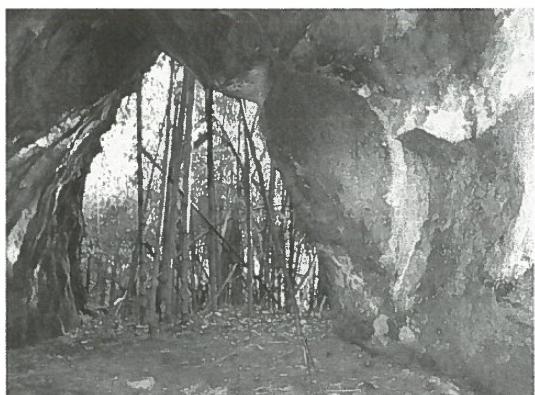
不動窟全景



開口部

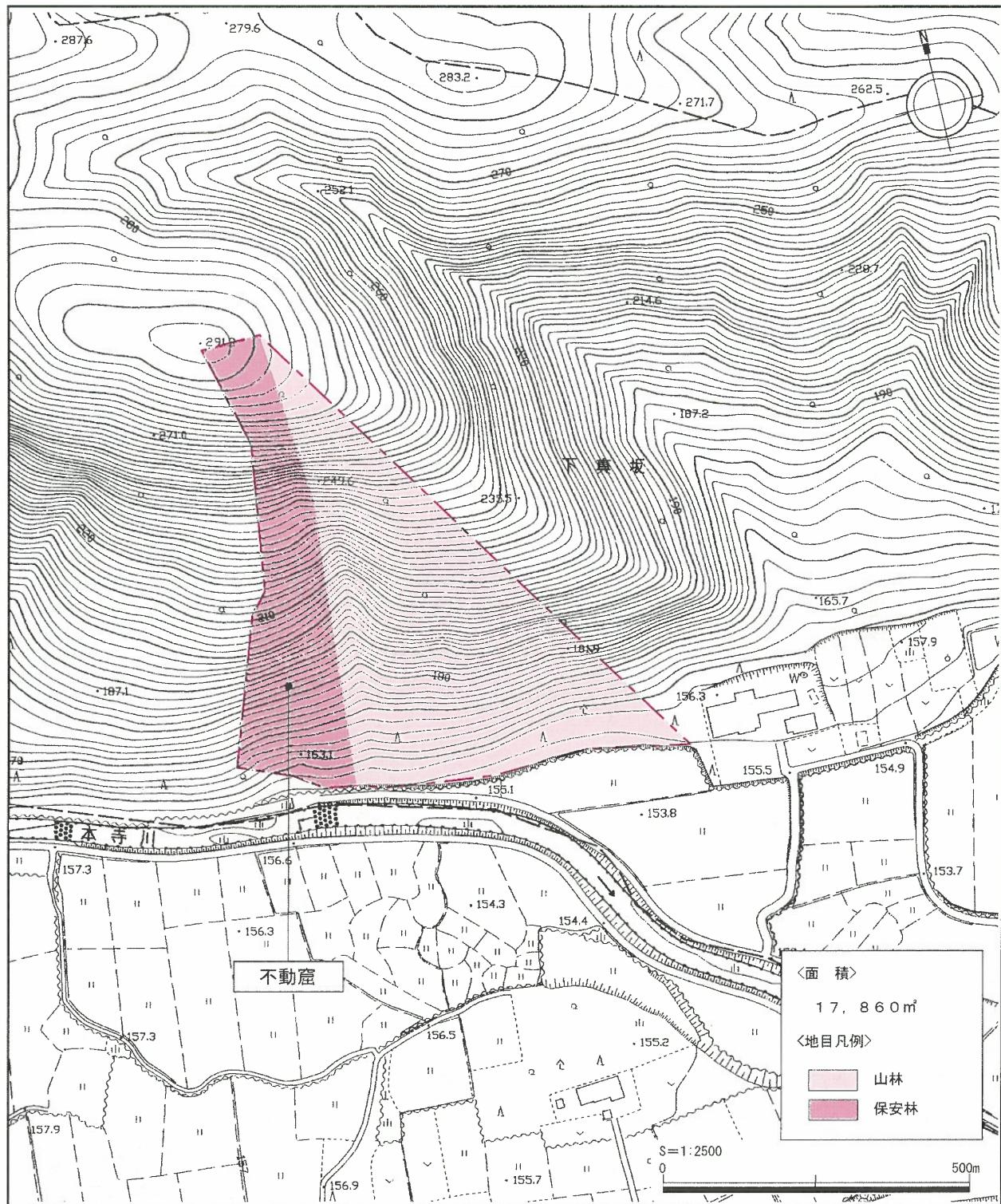


洞窟周辺の露岩地と樹林の状況



洞窟内部

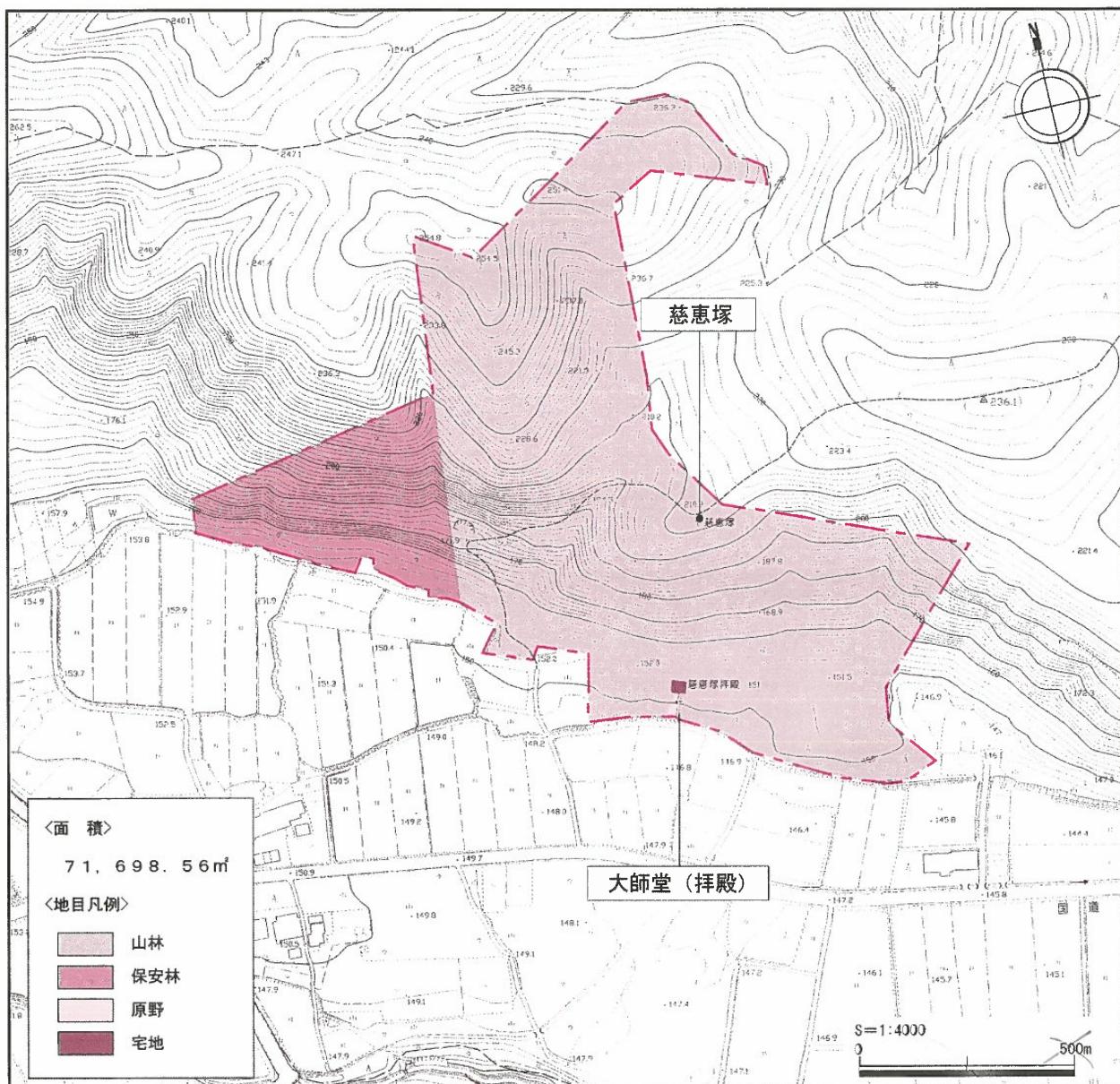
【植 生】 指定地の樹林は、主にコナラやクリが優占する落葉広葉樹林であり、林床にはアズマザサが密生する。洞窟の下部は土砂や礫が堆積して、スギ植林地が多い。洞窟の前面は、放棄されたモウソウチク林が分布を広げている。その他、露岩地の上縁に樹木が生育し、将来倒壊する危険性が考えられる。



(9) 慈恵塚及び大師堂（拝殿）

慈恵塚は本寺地区の東側に位置し、北側丘陵の頂部、標高210m付近にある。山裾の標高151m付近には、大師堂（拝殿）がある。ここで祀られている慈恵大師は、比叡山中興の祖と言われる18世良源であり、天台宗の重要な聖人の一人である。慈恵塚には、莊園としての営みが途絶えた後、近年まで中尊寺の大長寿院の院主が訪れ、護摩焚き等の宗教活動を行っていた。

指定地の植生は、落葉広葉樹林が多くみられ、露岩地などにアカマツ林が点在している。慈恵塚・大師堂より西側部分については、大規模な樹木伐採が行われたため、現況では陽光性の低木林が繁茂している。





西側からの遠景



慈恵塚及び慈恵大師拝殿正面



慈恵塚



慈恵大師拝殿

【慈恵塚】 厳美村誌には、慈恵塚について「高さ四尺廻り八間」と紹介されている。

慈恵塚には、現在石積の塚の上に石祠が祀られている。石祠は栗駒山を背にしており、参道は丘陵尾根筋にあって東に向かっている。このことから、慈恵塚は、平泉方面から骨寺村を訪れる際の、入口としての意味を持つ場所と考えられている。参道には、石灯籠や石碑などの石造物が確認される。石造物の一部は土に埋もれていたり、石段等の周囲を区画する石材が部分的に崩れているなど、荒れた状態となっている。

【大師堂】 慈恵塚の山裾に、慈恵大師拝殿がある。方2間・方形造で、1間の向拝を葺きおろす。桁行・梁間とも約13尺で、三方に切目縁を廻し、背後に神棚が突出する。現在の屋根は鉄板葺で頂部に石造の宝珠を載せているが、本来茅葺であったと考えられる。建立年代は不詳であるが、虹梁や木鼻の形状や絵様などに江戸中期の特徴が見られる。

拝殿に向かう参道の手前には鳥居があり、参道脇にはスギの大木がある。また、参道左手には、田植えを行う時期に花を咲かせる「タウエザクラ」と呼ばれるエドヒガンの大木がある。境内西側にはクリ林が分布する。



慈恵塚の石祠



慈恵塚参道



慈恵大師拝堂参道と鳥居



境内西側のクリ林



平野部から慈恵塚方面に向かう道
(林業用に整備されたもの)



「タウエザクラ」と呼ばれるエドヒガンの大木

5. 指定地周辺の状況

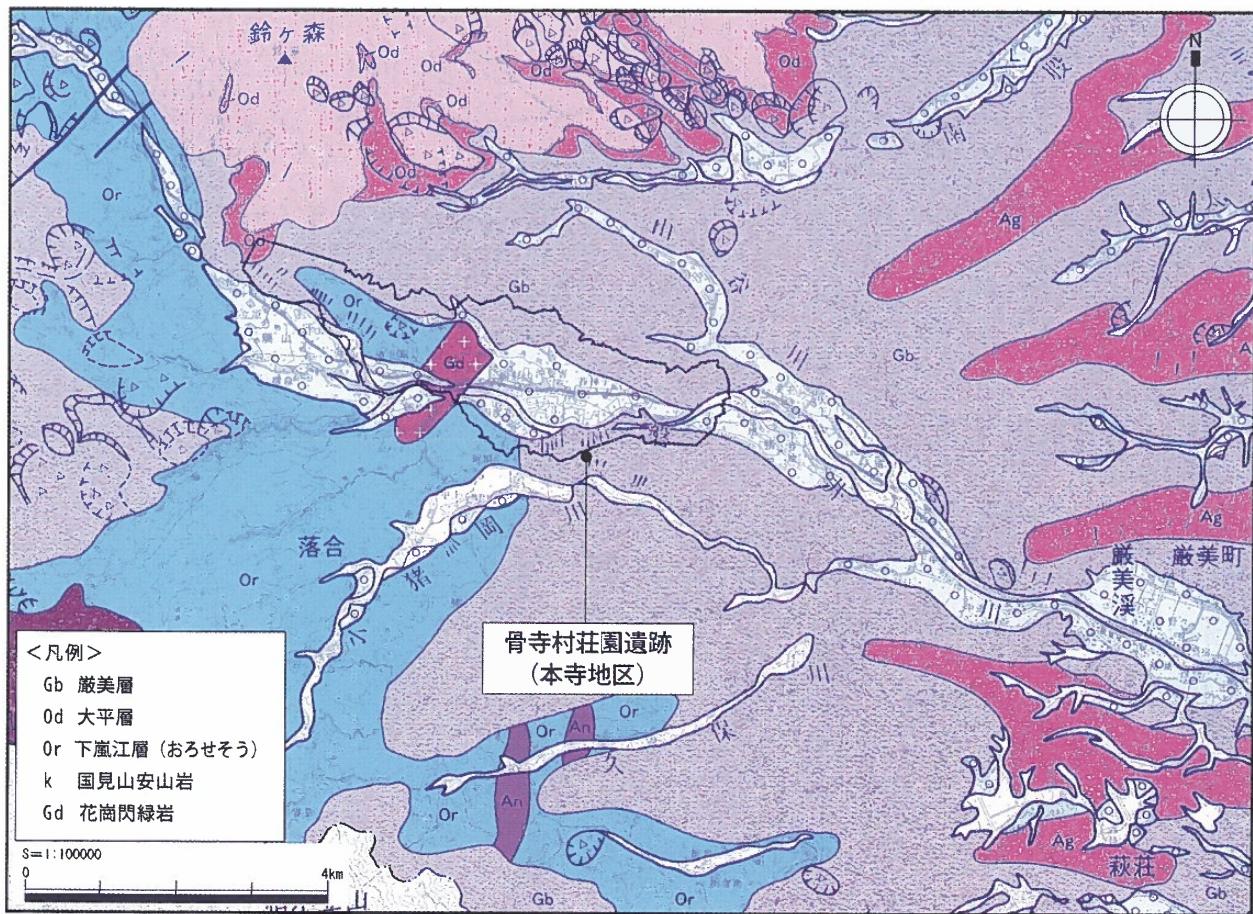
(1) 自然環境

① 地形・地質

骨寺村莊園遺跡の所在する本寺地区は、奥羽山脈の栗駒山（標高1,627m）を源として東流する磐井川の流域に位置する。

磐井川左岸に発達した沖積平野が河岸段丘となり、そこに居住地と主に水田からなる耕作地が形成されている。南側は磐井川が掘り下げた急峻な段丘崖であり、残り三方は丘陵に囲まれている。沖積平野の標高は150～180mであり、東側から南西側に緩やかに傾斜している。地区のほぼ中央を本寺川が流下し、本寺地区の東側において磐井川と合流する。さらに複数の微小な段丘崖や、旧河道などの微地形が確認される。

本寺地区の丘陵は、最も高い地点の標高が約300mであり、沖積平野との標高差は約150mである。表層地質は、巖美層や下嵐江層などの新第三紀層の凝灰岩からなり、侵食や崩壊による急傾斜の露岩地が多く見られ、山麓部には崖錐や小規模な地すべり地が連なっている。また地区西側の丘陵には、白亜紀の花崗閃緑岩が分布している。



磐井川流域の地質図（参考：「土木技術者のための岩手の地質」（財）岩手県土木技術振興協会・平成3年発行）

②植生

本寺地区は、東北地方内陸の比較的冷涼な気候であり、冬季には奥羽山脈を越えてくる季節風が強い地域である。気候帯は温帶に区分され、潜在自然植生はブナ、ミズナラで代表される落葉広葉樹林である。本寺地区の植生は、丘陵地や段丘崖の樹林環境と、河岸段丘の集落地および水田環境に大きく分けられる。丘陵地や段丘崖の植生は、主にコナラやクリなどの優占する雑木林、アカマツ林、スギ植林に大きく分類され、二次的な樹林植生である里山としての景観を維持している。最も広く分布する雑木林は、丘陵部の全域に広く分布するが、一部の北向き斜面などではブナの弱齡林も確認される。アカマツ林の多くは、丘陵上部の土壌が未発達な乾燥した立地に、小規模に点在するのに対し、スギ植林は、集落に近い場所を中心とし、地形が緩やかであり、かつ湿潤な立地に植林されている。小規模な植物群落としては、山裾のスギ植林に混じり竹林が確認されるほか、比較的大きなクリが多く生育する。さらに谷部のため池では、ヨシなどの湿生植物群落が確認されるほか、池周りや休耕田には小規模なハンノキ林が分布する。

河岸段丘では広く水田としての利用が行われるとともに、畦畔や休耕地では、ヨシやスゲ類などを始めとする多様な湿生植物の群落が確認される。また、屋敷地内にはイグネと呼ばれる主にスギで構成される屋敷林がある。

丘陵地を始めとする樹林には、多様な林床植物が生育する。花の美しい種として、ヤマツツジ、ホツツジ、アキノキリンソウ、チゴユリ、ツルリンドウ、シュンラン、ウワバミソウ、オオバギボウシ、イカリソウ、アケボノスマレ、シロヨメナ、サイハイランなどが確認される。また、バイカツツジ、マキノスマレ、オヤリハグマなど、一関地方において希少とされる植物も多く確認される。動物相ではツキノワグマやニホンカモシカなどを始めとする大型哺乳類や、トウホクサンショウウオ、ヤマアカガエルなどの両生類を始めとする多様な種が生息しており、里山の豊かな生態系を維持している。

休耕田や畦畔には、ヨシやスゲ類を始めとした多様な湿生植物が生育し、カキツバタ、サワオグルマなどの花の美しい植物も確認される。また、丘陵地の樹林と水田環境が連続していることや、昔ながら土の畦畔が現在も多く残り、良好な耕地の生態系を維持している。



里と里山の連続性の維持された自然環境



磐井川（本寺橋から）



旧河道の地形が残る水田



林床の明るい雑木林



平野部の湿田



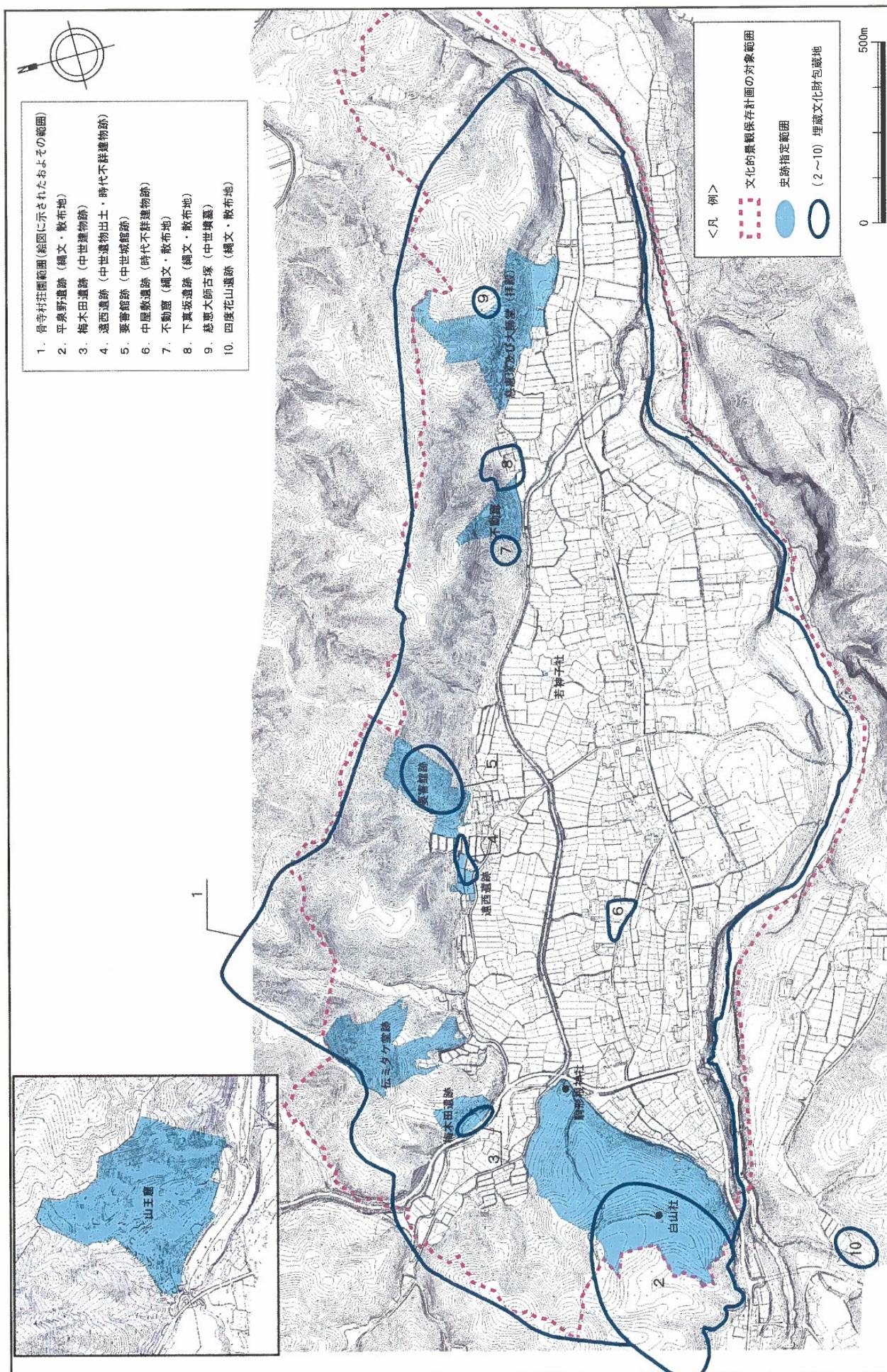
味ヶ沢の湿地



多様な樹林で構成される丘陵部

(2) 埋蔵文化財

史跡の所在する本寺地区のほぼ全域が、周知の遺跡（骨寺村莊園遺跡）であるほか、縄文時代の散布地や建物跡の確認された遺跡が分布している。なお、地下遺構については、周知の遺跡である骨寺村莊園遺跡の範囲に、必ずしも全体に分布することは言えない。したがって、このことを踏まえて、骨寺村莊園遺跡にかかる埋蔵文化財の取り扱いに関しては、試掘及び内容確認調査等によりその把握に努めることとしている。



史跡骨寺村莊園遺跡の指定範囲及び埋蔵文化財の分布状況

(3) 土地利用の現況

本寺地区では、低地一面に水田が営まれ、居住域が国道342号沿いの微高地や山裾のやや小高い場所に位置し、北側および西側に連続する丘陵部に里山の雑木林やスギ植林が維持されている。地目でみると、丘陵部は山林または保安林、ため池などとなっており、平野部には、宅地、山林、墓地、田、雑種地、原野、用悪水路、公衆用道路、河川などが含まれる。

これらのうち、本寺地区の大きな範囲を占めるのは、保安林を含む山林と田である。

①本寺地区の農業・林業

現在の一関市の農業においては、農用地の約60パーセントを占める水稻が基幹作物となっている。しかしながら、中山間地域においては、地域の自然条件と気候条件を生かした畜産、野菜、花き、果樹等収益性の高い作物との複合経営が主体となっている。このような多様な営農類型は、農業経営の安定化、収益確保のために戦前から続いてきたものである。

本寺地区では、戦前から小規模な自作農家が多かったが、農地解放後は小作がほとんどなくなり、大半が自作農家となった。一方、兼業農家は増加した。現在も、水稻が主要な作物であり、秋になると水田では刈り取った稲を穂鳩（ほにお・ほんによ）と呼ばれる立て干しを行う伝統的な風景が見られる。水田以外には、休耕田を利用した牧草地やリンゴを中心とした花き、ブルーベリー栽培などを行っている。

また、耕作の機械化が進む以前は、農家には農耕馬が欠かせないものであり、昭和40年代までは、農耕馬による代掻きが見られた。現在は農耕馬に変わって、繁殖牛を飼育する農家が数戸みられる。

丘陵部のスギ植林は、現在も一部において森林施業が行われている。雑木林の大半は放置されたままの状態となっているが、一部ではキノコ栽培用に利用するほど木生産が行われている箇所も見受けられる。炭焼きは現在行われていないが、炭焼き跡が西側丘陵に確認される。



穂鳩（一本の杭に稲を積み重ねて乾燥させる）
の並ぶ風景



仮設道を設置し、伐採搬出作業が行われるスギ林

②農地の現状と景観保全型の農地整備

本寺地区では、自然地形に沿って形成された不整形な水田区画や、曲線的な農道・水路の線形を耕作地全体に良くとどめている。水田は10a以下の中区画がほとんどで、農道は2~2.5m未満の幅が最も多く、直接農道に接続していない水田区画も多い^{注)}。曲線的な水路線形は、伝統的な土水路のままの箇所も多い。

一方中区画の水田や曲線的で狭い農道、さらに用排水兼用水路で地下水位が高い水田では、農業機械を導入した効率的な営農が展開できない状況にある。また、春の農作業が始まる前には、冬に堆積した用水路の土砂や木の葉の除去を行うが、土水路であるためこの作業は特に重労働となり、1つの水系を十数人で作業を行わなければならない場合もある。

このため、本寺地区においては、水田耕作者の高齢化による後継者問題および水利系統の改善など農業継続のための課題と、本寺地区固有の歴史的重要性を踏まえて、極力区画や水路形態を残すことを基本とした景観保全型の農地整備が検討されている。

注)「中世骨寺村莊園遺跡整備委員会」の答申書（平成14年）に、農道に接続していない区画は圃場整備計画対象水田である955筆中343筆を占め、全体の36%に達していることが記されている。

③本寺地区の屋敷構え

本寺地区は、昭和22年（1947）の航空写真と現況を比較すると、国道沿いに新しい住宅や公共施設が若干増えたものの、イグネに囲まれた屋敷構えの点在する景観が保たれた地区である。屋敷地内はイグネを背景に、西に主屋、東に馬屋を配置し、主屋の玄関は南向きで、周囲に便所・蔵・小屋等の付属屋がそれぞれ独立して建つ伝統的な屋敷構えを有している。

本寺地区の伝統的な主屋には、旧仙台藩領に広く分布する直屋形式の建物で、礎石建（鹿の子建）でウシモチ柱を持つ大型の主屋がみられる。また、反りを持つ大きな屋根は主屋の外観的特徴のひとつである。本来茅葺だった屋根は、昭和30年代後半から葺替えが始まり、昭和40年代後半~50年頃にはほぼ本寺地区全体が鉄板葺となった。内部は台所や土間、外観は玄関や縁などの改修が多いが、建物内部、特に上手にあたる部屋は旧状をよく留める傾向にある。最も古い主屋の年代は、所有者等が聞き伝えてきた内容や建物の形式などから江戸後期まで遡る可能性がある。主屋に次いで規模の大きい馬屋も、牛などの畜舎、農機具類の保管、車庫などとして利用されている。軒先を二重せがいとした馬屋や腰折れ屋根の小屋、長屋門形式の納屋など、外観意匠に特徴を有する付属屋も数多く存在する。

イグネには主にスギが植えられ、高さは約20m前後である。大正末から昭和初期に植えられた約80年生の林分が最も古く、胸高直径は大きいもので50~60cmを計る。スギの他にモウソウチクやクリが多く生育する事例も確認された。またイグネの林床には、ミズ（ウワバミソウ）、ウルイ（オオバギボウシ）、エッコ（ミヤマイラクサ）などの山菜をはじめ、多くの有用植物が生育することが確認された。



中澤の伝統的な土水路



自然地形に沿って形成された水田区画



山裾に連続する屋敷地



農家の屋敷構え（茅を鉄板葺で覆った主屋）



イグネ（屋敷林）



墓地



屋敷地と畑の境界に植えられたヒバ、
ネズミモチ、ウツギなどの生垣



明神様（屋敷神）

(4) 文化的景観の構造

本寺地区は、東流する磐井川沿いに形成された谷底平野で、周囲を山に囲まれた地形となっている。平野部は東西に細長く、磐井川支流の本寺川が平野を横切って、磐井川に合流する。本寺地区の西と東は磐井川を挟み込むように山が迫って、閉鎖的な空間となっている。また、磐井川は、隣の集落との境界ともなっている。

平野部の土地の利用は、水田を中心とする耕作地と屋敷地の連続する居住地に大きく分かれ る。耕作地は本寺川に沿って広がる平野中央部と、旧河道の地形を残していると考えられる低 湿地（中澤）、国道342号南側に形成されている。耕作地の間を東西に伸びる微高地や山裾のや や小高い場所に、屋敷地が連続して並んでいる。屋敷地はおおむね、冬期の北西からの風を防 ぐイグネ（屋敷林）によって守られており、イグネの連続する風景は、この地方の冬の厳しい 気候を物語る要素となっている。

耕作に必要な用水は、丘陵部の沢水を水源とし、屋敷地の間を抜けて水田に導かれ、本寺川 に集まって磐井川へと合流する。近世以降の灌漑施設による増水も昔からの水路を伝統的に利 用し、その延長上に開田している。農作業は機械化、効率化が徐々に進行しており、それに適 さない湿田等では放棄されたり休耕田となっている箇所もあるが、基本的な景観は変わってい ない。

本寺地区の景観構造は、陸奥国骨寺村絵図に描かれた土地利用が現在まで継承されてきたこ とを示すものであり、本寺地区を囲む山並みや遠くに望む栗駒山など、絵図に描かれた景観を 阻害する要因が少ないことが特筆される。また、本寺地区に残る寺社（跡）、水田、屋敷地な どの景観構成要素も良好に保たれており、絵図が描かれて700年以上を経過した現在も集落の 景観構造全体が継承してきたことは貴重である。



若神子社周辺から平泉野台地・栗駒山・山王山を望む

(5) 今後予定される開発行為、事業計画等

①文化的景観に関連する取組み

文化的景観保存計画の策定は、「陸奥国骨寺村絵図」において、里・里山の領域として描かれた範囲を対象とすることを基本に、自然地形や現在の公図に基づく土地の境界などを目安に範囲設定している。具体的には、耕作地・居住地の存在する平野部を中心に、北側・西側の丘陵部はおよそ山の稜線まで、東側の境界は北側丘陵部が迫って磐井川との狭窄部となる「鑑懸」が想定される範囲、南側の境界は磐井川を含む範囲である。

文化的景観保存計画の対象範囲のうち、所有者等からの同意の得られた範囲について、重要な文化的景観の選定を申し出る範囲とすることとなっており、世界遺産への推薦が予定されている「平泉の文化遺産」の構成資産の1つに位置づけることとしている。なお、景観法に基づく景観計画区域は、中世骨寺村の境四至を示す範囲を基本に設定を行っており、世界遺産推薦予定地の周辺環境を保全するために定められる緩衝地帯として位置づけるものである。

②景観農業振興地域整備計画の策定

骨寺村莊園遺跡の所在する本寺地区は、農業振興地域内であり、景観計画区域内を対象に景観農業振興地域整備計画の策定を平成18年度に予定している。本寺地区は水田農業を中心とした営農が継続されてきたが、水田は10a以下の狭小な区画がほとんどで、農道の幅員も狭く、用排水兼用水路で地下水位が高く、農業機械を導入した効率的な営農が展開できない状況にある。また、水田耕作者の高齢化による後継者問題および水利系統の改善など、農業継続のための課題がみられる。

このため、圃場整備の計画が進行中であるが、骨寺村莊園遺跡の価値と伝統的な農村景観の継承を前提に進める必要があることから、景観農業振興地域整備計画の策定にあたっては、土地の農業上の利用や農用地・農業用施設の整備についても、本寺地区固有の歴史の重要性を踏まえ、景観との調和に配慮した景観保全型農業の振興を図ることを基本的事項とするものである。

III. 保存・管理

1. 基本方針

(1) 保存管理の基本方針

史跡骨寺村莊園遺跡の保存・活用を確実に行うこととして、本保存管理計画を定める。保存管理計画の基本方針は、以下の通りとする。

- ① 一関市は史跡の管理団体となることを予定しており、所有者等と協力して、史跡骨寺村莊園遺跡の適切な保存管理に努めることとする。
- ② 史跡の保存管理は、地区毎に現状変更の取扱基準を定めて行うこととする。
- ③ 発掘等の調査を継続的に行い、骨寺村莊園遺跡の解明に努める。調査の成果に基づき、指定地の拡大に取り組むものとする。
- ④ 史跡の周辺環境には、中世から現在までの長い間営まれてきたまとまりある伝統的な農村景観が保たれており、莊園遺跡である史跡の保護にとって、周辺環境の保護は欠かせないものである。このため、史跡と重要文化的景観の一体的な保存管理に努めるものとする。
- ⑤ 史跡の保存・活用を図るための整備を適切に行う。
- ⑥ 史跡の価値の理解を深めてもらう活用を、地元・行政・関係者等の連携により、幅広く推進する。

(2) 追加指定に関する基本的な考え方

骨寺村莊園遺跡の保存を確実なものとするため、今後、追加指定を進めることとする。追加指定の対象の1つには、平野部で現在も灌漑用に利用されている用水系統がある。用水系統は、近世期に下り松用水など水源の増大が加えられてきたものであるが、莊園当時の線形を概ね踏襲すると考えられており、農地整備も基本的に用水系統の線形を維持した整備を行う予定であることから、整備事業完了後には追加指定を行う予定とする。このほか、「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた要素ではあるが、現地の特定がなされていない、「六所宮」、「骨寺堂跡」、「宇那根社」などの主要施設、または平泉から慈惠塚を経て本寺地区に至る古道については、今後の調査成果に基づいて、追加指定を行う方針とする。

2. 現状変更の取扱方針及び取扱基準

史跡に指定された土地は、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の規制を受けることとなる（文化財保護法第125条）。現状変更とは、史跡指定を受けた時点の状態を変えることであり、事前に文化庁長官の許可を得なければならない。例えば住宅新築や増改築・工作物の設置・土地の形質変更・木竹植栽等の現状変更は、史跡の保存に影響を与え、また景観を損なう可能性があり、史跡を保護する観点から現状変更を認めることができない場合がある。また、現状変更の許可・不許可となる行為の基準は、史跡の本質的価値を構成する要素の性質や規模等によって異なるものである。

史跡骨寺村莊園遺跡の場合、本質的価値を構成する要素には、以下のものがある。これらについてでは、厳密な保存管理を図る必要がある。

- ①自然の地形及び洞窟を利用した信仰の遺跡
- ②地下に埋蔵されている遺構と遺物
- ③人為的な造成地形（要害館跡の空堀跡等）
- ④歴史的建造物及び構造物（駒形根神社社殿や大師堂拝殿、石造物等）
- ⑤森林及び植栽樹木

また、史跡の指定面積は48.8haと広く、9地区に分かれて広域に点在しており、各地区的規模や土地利用の状況はそれぞれ異なっている。このため、史跡骨寺村莊園遺跡における保存管理計画では、指定地全体に関わる取扱方針の共通事項を（1）に整理するとともに、地区別の保存管理の方法を（2）に示すこととした。また、史跡で想定される現状変更行為が、他の法令等に基づく行為規制と調整を図ることが必要となる場合があり、（3）に整理した。

(1) 指定地全体に関わる共通事項

①次の場合は、原則として現状変更を認めないものとする。

・遺構の保存に影響を及ぼす行為は認めないものとする。

(ただし、史跡の調査・研究を目的とする場合は除く)

・地形の変更は、軽微なものを除いて認めないものとする。

・史跡の景観または重要文化的景観にふさわしくない行為は認めないものとする。

②現状変更を認める場合については、以下のような取扱いを原則とする。

・現状変更に際しては、遺構面を損なわないこと、史跡または重要文化的景観に調和するよう十分に配慮を行うこととする。

・土地の形質変更に関する現状変更に際しては、事前に発掘調査を行い、重要遺構が確認された場合にはその保存を図るものとする。

③現状変更の取扱いについては、「文化財保護法」のほか、「農業振興地域の整備に関する法律」

「農地法」「森林法」などの当該地に係る各種法令との調整を図ることとする。

④現状変更の取扱いが関係者の所有権その他財産権に関わるものについては、関係者等との調整を図るものとする。

⑤現状変更をしようとするものは、一関市と協議を行うこととする。

⑥地震、集中豪雨などの非常災害に対する応急措置等については、現状変更許可申請を要しないものとする。

⑦史跡の保存・活用において、必要が認められる場合には、一関市が公有地化等を行い、史跡の適切な保存管理の継続を図ることとする。

(2) 地区別の保存管理計画

9つの地区別に保存管理の基本方針を示し、保存管理の方法と現状変更に対する取扱方針を掲げる。

現状変更は、史跡等の本質的価値の保存・活用を目的とした行為について基本的に認めるものとする。また、指定地では農業や林業等生産維持に関する行為や宗教行事に関する行為が継続されており、現在の土地利用が史跡の保存に影響を与えることのないよう、保存管理の方法と現状変更に対する取扱方針を定める。

なお、史跡指定地の発掘調査を継続的に行い、保存管理計画の内容は発掘等調査の成果に基づき見直しを図っていくものとする。

①山王窟

基本方針	保存管理の方法	現状変更に対する取扱方針
<ul style="list-style-type: none">・自然地形や樹林の現状維持に努める。・構造物の整備にあたっては、史跡としての景観との調和を図る。	<ul style="list-style-type: none">・落石、崩壊などの有無を適宜点検し変化を把握するとともに、谷部の堆積土や枯損木の除去などを行い、自然地形の維持に努める。・管理用の通路を整備し、定期的に点検・清掃を行う。・同窟部分のき損あるいは滅失している場合には、学術調査を踏まえた上で復旧（修復）を行う。・テラスの整備を行う場合には、史跡としての景観にふさわしいものとする。	<ul style="list-style-type: none">・宗教活動あるいは史跡の保存活用にとって必要不可欠なものの現状変更は、認めるものとする。・防災上必要な施設、人命・財産の安全に係わる施設の設置は、遺構の保存を前提として、認めるものとする。・既存の施設の維持保全する行為は、認めるものとする。・樹木については、危険木の伐採、剪定・枝払い等の維持管理行為は現状変更許可申請を要しないものとする。

②白山社・駒形根神社（平泉野台地）

基本方針	保存管理の方法	現状変更に対する取扱方針
<ul style="list-style-type: none"> ・現境内域としての利用を尊重する。 ・調査を推進し、調査結果の公開を図っていく。 ・スギ植林の良好な状態の維持管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教活動上必要な施設については、景観との調和を図り、良好な環境の形成に努めるものとする。 ・境内域の建造物がき損もしくは滅失している場合には、学術調査等を踏まえて、復旧（修復）・整備を行う。 ・スギ植林に対し、間伐、枝打ち、下刈等の森林の適切な維持管理を行う。 ・樹木の切り出し作業にあたっては、地形の改変を避けることと、遺構に影響を与えないように十分に配慮して行う。 ・擁壁等工作物の設置が不可避である場合は、緑化等の工法の十分な検討により、景観への影響の軽減に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教活動あるいは史跡の保存活用にとって必要不可欠なもの現状変更は、認めるものとする。 ・林業における樹木の伐採については、地形の改変を最小限にとどめることと、遺構の保存を前提として認めるものとする。 ・宗教活動に係る短期間の仮設物の設置については、史跡の現状に重大な影響を及ぼさない限り現状変更を認めるものとする。 ・既存の施設の維持保全する行為は、認めるものとする。 ・遺構の保存を前提とした、森林の健全な維持管理行為としての間伐・枝打ち・下刈、病害虫の防除措置などの行為については、現状変更申請を要しないものとする。

③梅木田遺跡

基本方針	保存管理の方法	現状変更に対する取扱方針
<ul style="list-style-type: none"> ・整備・公開を図っていく遺跡として位置づける。 ・当面は、現状の土地利用を尊重しつつ、遺跡の全容の解明に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地としての利用にあたっては、遺構の保存に影響を与えないよう十分に配慮する。 ・スギ植林に対し、間伐、枝打ち、下刈等の森林の適切な維持管理を行う。 ・樹木の切り出し作業にあたっては、地形の改変を避けることと、遺構に影響を与えないように十分に配慮して行う。 ・遺跡の全容の解明に努める。調査結果の公開を図る。 ・学術調査に基づく整備・活用を図るために、公有地化を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存活用にとって必要不可欠なもの現状変更は、認めるものとする。 ・林業における樹木の伐採については、地形の改変を最小限にとどめることと、遺構の保存を前提として認めるものとする。 ・農地の継続利用については現状変更申請を要しないものとする。 ・遺構の保存を前提とした、森林の健全な維持管理行為としての間伐・枝打ち・下刈、病害虫の防除措置などの行為については、現状変更申請を要しないものとする。

④伝ミタケ堂跡

基本方針	保存管理の方法	現状変更に対する取扱方針
<ul style="list-style-type: none"> 健全な山林としての維持管理を行い、保安林としての適切な管理に努める。 史跡としての景観の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> スギ植林に対し、間伐、枝打ち、下刈等の森林の適切な維持管理を行う。 樹木の切り出し作業にあたっては、地形の改変を避けることと、遺構に影響を与えないように十分に配慮して行う。 落石・崩壊などの危険が予測される箇所については、保安林としての管理に努めつつ、必要に応じて災害防止措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用にとって必要なものの現状変更は、認めるものとする。 森林の健全な維持管理行為としての間伐・枝打ち・下刈、病害虫の防除措置などの行為については、現状変更申請を要しないものとする。 防災上必要な行為は、史跡の景観及び遺構の保存を考慮した工法等を取ることを前提として、現状変更を認めることとする。

⑤遠西遺跡

基本方針	保存管理の方法	現状変更に対する取扱方針
<ul style="list-style-type: none"> 整備・公開を図っていく遺跡として位置づける。 当面は、現状の土地利用を尊重しつつ、遺跡の全容の解明に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地としての利用にあたっては、遺構の保存に影響を与えないよう十分に配慮する。 遺跡の全容の解明に努める。調査結果の公開を図る。 学術調査に基づく整備・活用を図るために、公有地化を進めることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用にとって必要なものの現状変更は、認めるものとする。 農地の継続利用については現状変更申請を要しないものとする。

⑥要害館跡

基本方針	保存管理の方法	現状変更に対する取扱方針
<ul style="list-style-type: none"> 地形の維持を行うとともに、現状の生態系の維持を尊重する。 	<ul style="list-style-type: none"> 落石、崩壊などの有無を適宜点検し変化を把握するとともに、谷部の堆積土や枯損木の除去などを行い、自然地形の維持に努める。 スギ植林に対し、間伐、枝打ち、下刈等の森林の適切な維持管理を行う。 樹木の切り出し作業にあたっては、地形の改変を避けることと、遺構に影響を与えないように十分に配慮して行う。 史跡のき損もしくは滅失している場合には、学術調査の成果を踏まえて、復旧（修復）を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡にとって必要不可欠なものとの現状変更は、認めるものとする。 林業における樹木の伐採については、地形の改変を最小限にとどめることと、遺構の保存を前提として認めるものとする。 森林の健全な維持管理行為としての間伐・枝打ち・下刈、病害虫の防除措置などの行為については、現状変更申請を要しないものとする。 防災上必要な行為は、史跡の景観及び遺構の保存を考慮した工法等を取ることを前提として、現状変更を認めることとする。

⑦若神子社

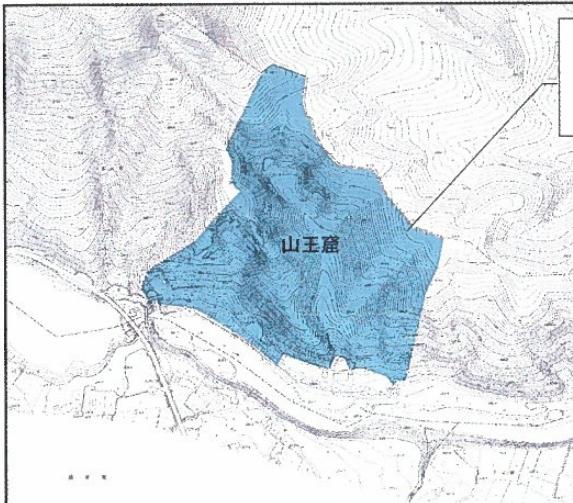
基本方針	保存管理の方法	現状変更に対する取扱方針
<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境と一緒にとなった景観の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木や石造物の維持保全に努める。 史跡のき損もしくは滅失している場合には、学術調査の成果を踏まえて、復旧（修復）を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用にとって必要不可欠なものとの現状変更は、認めるものとする。 遺構の保存を前提とした、除草などの通常の維持管理行為については、現状変更申請を要しないものとする。

⑧不動窟

基本方針	保存管理の方法	現状変更に対する取扱方針
<ul style="list-style-type: none"> 修験との関わりを伝える遺跡として、環境の維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> スギ植林及び竹林に対し、間伐、枝打ち、下刈等の森林の適切な維持管理を行う。 窟周辺の清掃・点検を定期的に行い、現状維持に努める。 落石・崩壊などの危険が予測される箇所については、保安林の管理に努めつつ、必要に応じて災害防止措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用にとって必要不可欠なもの現状変更は、認めるものとする。 林業における樹木の伐採については、地形の改変を最小限にとどめることと、遺構の保存を前提として認めるものとする。 遺構の保存を前提とした、森林の健全な維持管理行為としての間伐・枝打ち・下刈、病害虫の防除措置などの行為については、現状変更申請を要しないものとする。 防災上必要な行為は、史跡の景観及び遺構の保存を考慮した工法等を取ることを前提として、現状変更を認めることとする。

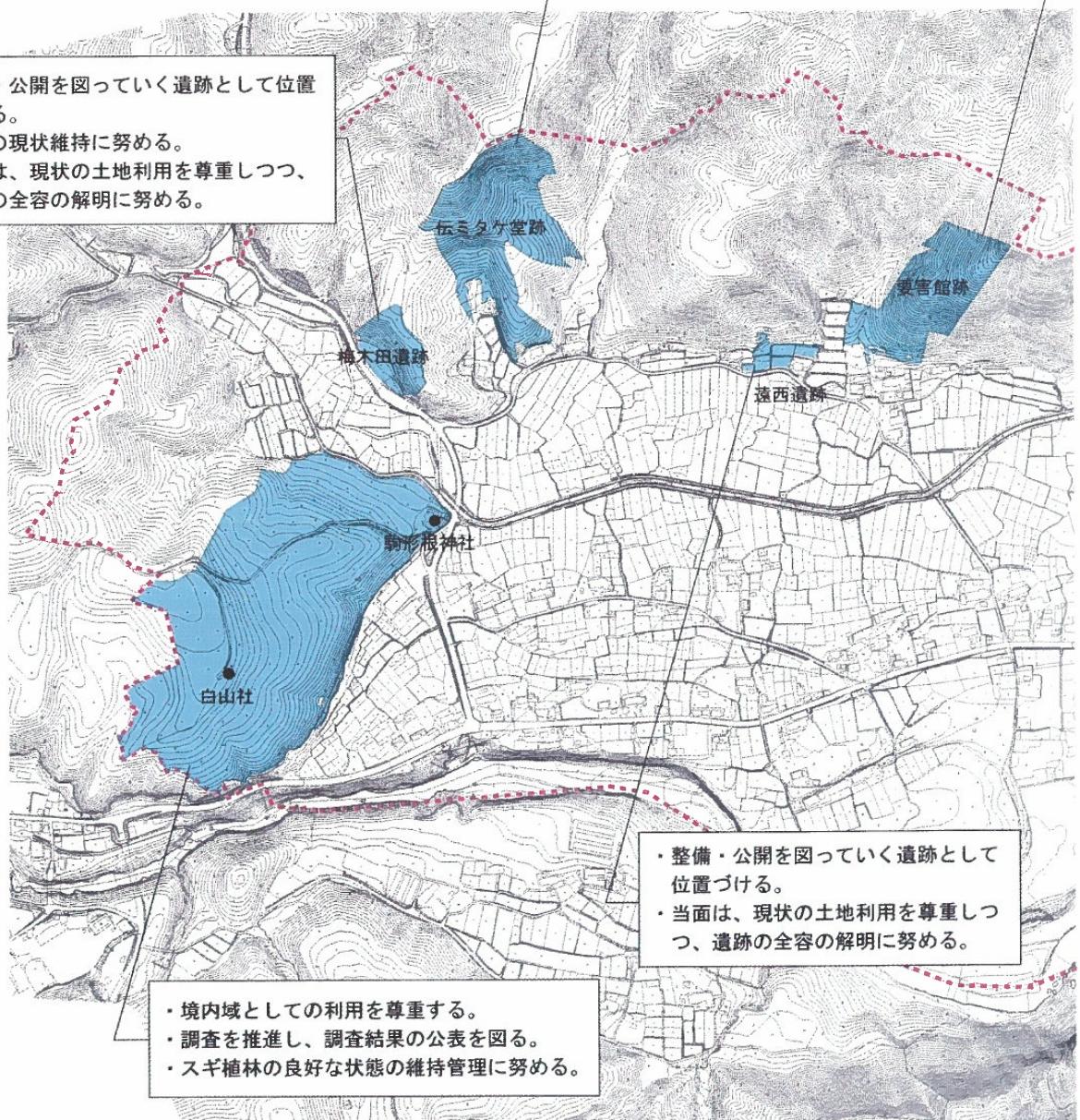
⑨慈恵・大師堂（拝殿）

基本方針	保存管理の方法	現状変更に対する取扱方針
<ul style="list-style-type: none"> 信仰の対象として継承されてきたことを尊重する。 保安林としての適切な管理に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 落石、崩壊などの有無を適宜点検し変化を把握するとともに、谷部の堆積土や枯損木の除去などを行い、自然地形の維持に努める。 史跡のき損もしくは滅失している場合には、学術調査の成果を踏まえて、復旧（修復）を行うこととする。 樹木の切り出し作業にあたっては、地形の改変を避けることと、遺構に影響を与えないように十分に配慮して行う。 交通の要衝の地であったとも考えられ、塚周辺から平野部を見下ろす眺望に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 宗教活動あるいは史跡の保存活用にとって必要不可欠なもの現状変更は、認めるものとする。 林業における樹木の伐採については、地形の改変を最小限にとどめることと、遺構の保存を前提として認めるものとする。 宗教活動に係る短期間の仮設物の設置については、史跡の現状に重大な影響を及ぼさない限り現状変更を認めるものとする。 既存の施設の維持保全する行為は、認めるものとする。 遺構の保存を前提とした、森林の健全な維持管理行為としての間伐・枝打ち・下刈、病害虫の防除措置などの行為については、現状変更申請を要しないものとする。

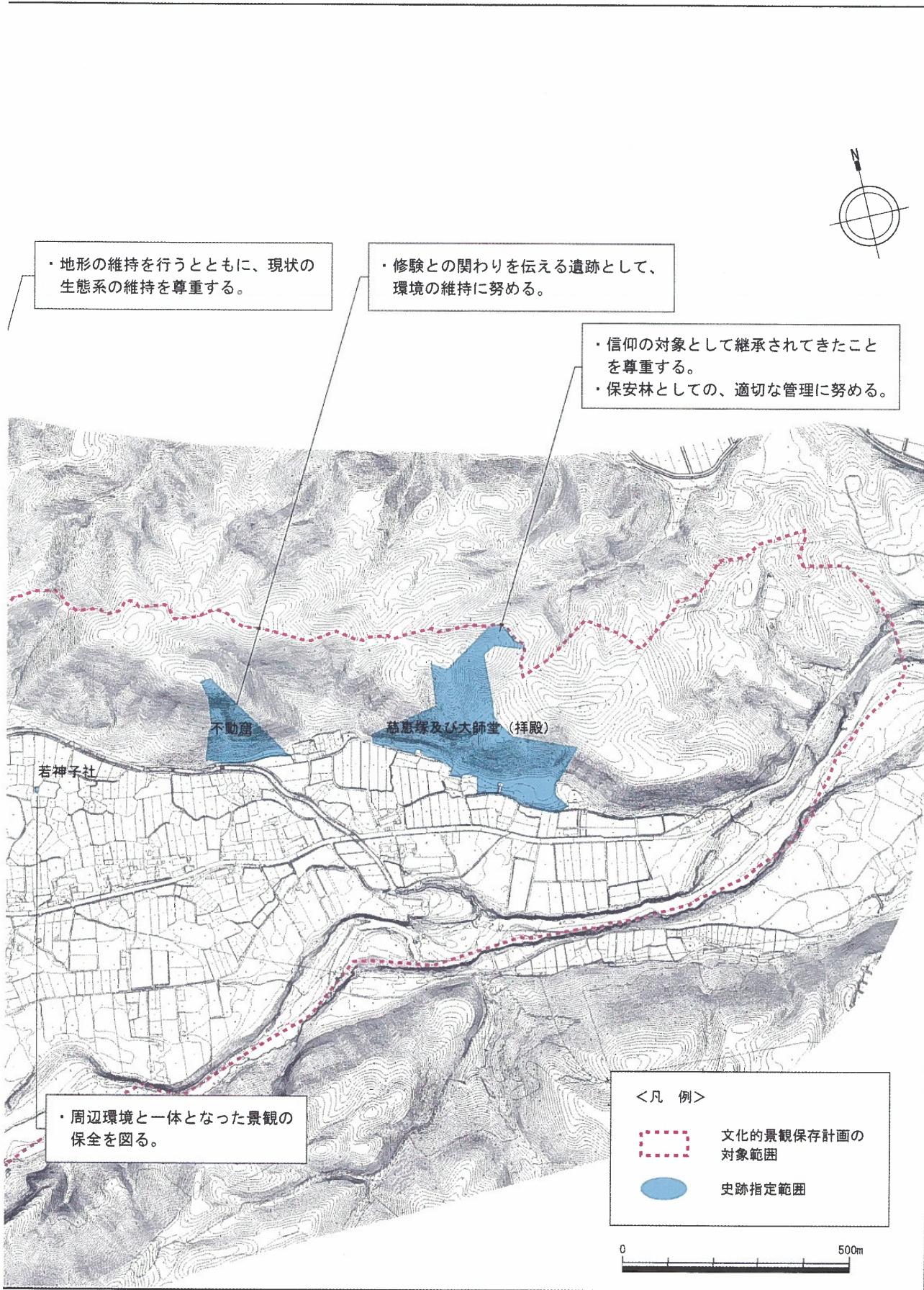


- ・自然地形や樹林の現状維持に努める。
- ・構造物の整備にあたっては、史跡の景観との調和を図る。

- ・健全な山林としての維持管理を行い、保安林としての適切な管理に努める。
- ・史跡としての景観の向上に努める。



史跡骨寺村莊園遺跡保存管理基本方針図



(3) 他法令による土地利用行為規制

史跡指定地内における他法令に基づく行為規制について、以下に整理する。

なお、重要文化的景観選定の申し出を行うにあたって、景観法に基づく景観計画及び景観計画区域が定められた。これにより、史跡骨寺村莊園遺跡は景観計画区域内に含まれる。ただし、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物の許可に係る行為等については、景観計画区域内における行為規制に対する景観行政団体の長への届出を要しない（景観法第16条第7項第11号及び景観法施行令（平成16年政令第398号）第10号第1号関係）ことが定められている。

法令根拠	対象範囲	行為規制	地 区
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	・史跡の整備にあたっては、農用地区域の変更を行う必要がある。	梅木田遺跡 遠西遺跡 若神子社
農地法	農地	・農地の公有地を行い所有権を移転する場合には、一関市が農業委員会の許可を受けなければならない。	梅木田遺跡 遠西遺跡
森林法	民有地	・地域森林計画対象の民有林において、1ヘクタールを超える開発行為を行う場合、許可が必要となる。 (林地開発許可制度)	山王窟 白山社・駒形根神社（平泉野台地） 梅木田遺跡 伝ミタケ堂跡 要害館跡 不動窟 慈惠塚・大師堂（拝殿）
		・森林所有者等が樹木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の届け出を行う。	伝ミタケ堂跡 要害館跡 不動窟 慈惠塚・大師堂（拝殿）
土砂災害防止法	土石流危険区域及び土石流危険渓流	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、平成16年度に岩手県が基礎調査を実施。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域としては未指定。	要害館跡
	地すべり区域	・岩手県による基礎調査によって、地すべり区域のあることが判明している。	慈惠塚・大師堂（拝殿）

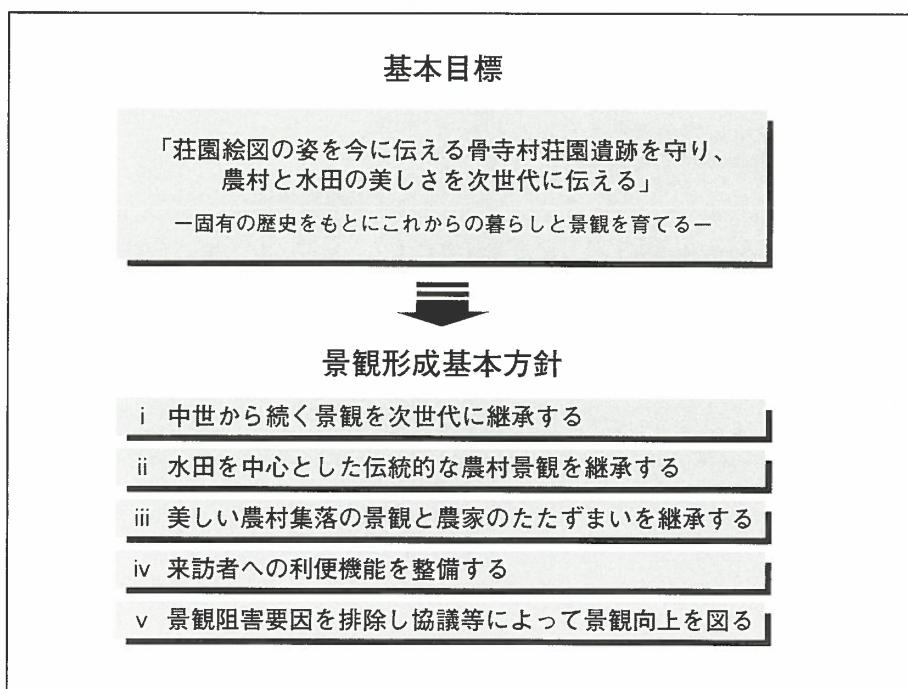
3. 周辺環境の保全

(1) 景観法に基づく景観計画による規制

史跡の周辺環境の保全に関する事項として、当市では平成17年12月に景観行政団体となった上で、本寺地区を含む約761haの範囲を、景観法に基づく景観計画区域として定め、「本寺地区景観計画(平成18年2月)」の策定および「一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例(平成18年4月1日施行)」の制定を行った。景観計画では、区域全体の保全の規制誘導と修景整備や活動の基本的な考え方を示すとともに、景観形成を適切に図る仕組みとして、開発や建設などの既存景観を改変する行為に対して規制誘導の基準(景観形成基準)を示した。また、「陸奥国骨寺村絵図」に対応する歴史的要素や伝統的な農村生活を示す要素を、景観資産として登録・保全する制度を計画している。

景観計画に示された景観形成基準はP68-69の通りであり、条例については巻末に掲載する。景観形成基準は、文化的景観の保存計画対象範囲とそれ以外の区域に二分し、その内容は①共通事項、②建築物および屋敷地、③工作物、④土地の形質の変更(開発行為・土石の採取等を含む)、⑤木竹の伐採等、⑥屋外における物の堆積、の6つの項目に分かれている。また、景観形成基準は、本寺地区の歴史と自然の景観的特徴を継承するために守るべき最低限の遵守事項を「基準」、本寺地区の景観的特徴を継承するために必要な条件で、他に有効な方法があれば代替も可能とする「指針」に分けて定めている。

また、景観資産を登録・保全する仕組みは、必要に応じて景観協議を行ったり、地域活動と連携して維持管理や活動支援できる対象の幅を広げるために設けるものであり、多様な形で存在する史跡とその周辺環境に含まれる景観構成要素の周知と、地域の共通認識や来訪者への情報提供に役立つよう機能させていくものである。



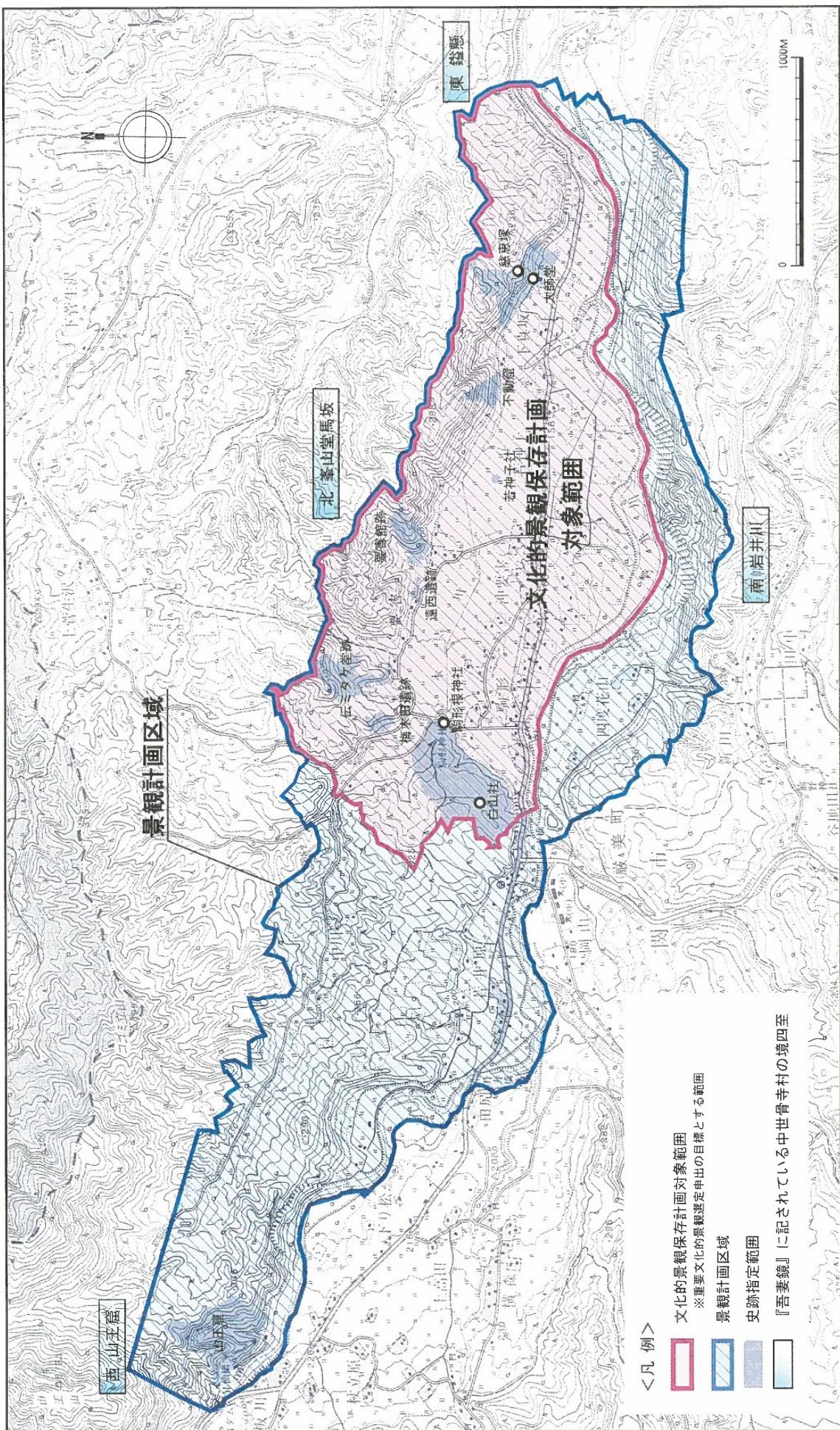
景観計画における基本目標及び景観形成基本方針

景観形成基準（平成18年2月「本寺地区景観計画」）

景観形成基準：指針と基準

項目	駒形～沖要害地区・要害～下真坂地区	若井原～中川地区・四度花山～上谷地地区
共通事項 指針 基準	<ul style="list-style-type: none"> 骨寺村莊園絵図から続く景観を次世代に継承する。 美しい水田のひろがりと農家屋敷のたたずまいを次世代に継承する。 農地としての利用を維持する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 景観資産を保護する。 	
建築物 指針 建築物 および 屋敷地 基準	<p>①建築物 (改修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統的な様式を残す建築物は、外觀と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する（ただし、内部の居住環境の改善は自由）。 <p>(新築)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築する場合は、基本的に伝統的な様式または伝統的な様式と調和するような木造和風とする。 <p>(付属屋)</p> <ul style="list-style-type: none"> 車庫等で付属屋についても木造を基本とし、伝統的な様式の建築物と調和させる。 <p>(建築設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築設備等は道路より見えないようにする。 <p>②屋敷構え</p> <ul style="list-style-type: none"> イグネ、母屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。 建築物等は原則としてイグネ等に囲まれた屋敷地外にはできるだけ建築しない。 <p>③緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根における庭木、生け垣、草花の美化を行う。 イグネがないときは、植栽して形成する。 	<p>①建築物 (改修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統的な様式を残す建築物は、外觀と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する（ただし、内部の居住環境の改善は自由）。 <p>(新築)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築する場合は、基本的に伝統的な様式または伝統的な様式と調和するような木造和風とする。 <p>(付属屋)</p> <ul style="list-style-type: none"> 車庫等で付属屋についても木造を基本とし、伝統的な様式の建築物と調和させる。 <p>(建築設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築設備等は道路より見えないようにする。 <p>②屋敷構え</p> <ul style="list-style-type: none"> イグネ、母屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。 建築物等は原則としてイグネ等に囲まれた屋敷地外にはできるだけ建築しない。 <p>③緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根における庭木、生け垣、草花の美化を行う。
	<p>①建築物 (規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築する建築物の最高の高さは10mを超えないこと。 <p>(形態意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造：新築では和風木造で、地上2階建て以下を基本とする。 屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を基準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。屋根の色彩は、既存農家の色彩または自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒は壁面から75cm以上、ケラバは60cm以上、庇は45cm以上とする。 外壁：板壁調および塗り壁調を基本とする。色彩は自然素材色を基調とする。 <p>②屋敷構え (位置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 壁面後退：壁面は前面道路より5m以上後退する（ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない）。 <p>(外構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀：ブロック塀は避け、板塀または生け垣を基本とする。 ・イグネ：（イグネについては下記「木竹の伐採等」を参照のこと） 	<p>①建築物 (規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築する建築物の最高の高さは13mを超えないこと。 <p>(形態意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造：新築では和風木造を基本とする。 屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を基準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。屋根の色彩は、既存農家の色彩または自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒、ケラバ、庇を出す。 外壁：板壁調および塗り壁調を基本とする。色彩は自然素材色を基調とする。 <p>②屋敷構え (位置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 壁面後退：壁面は前面道路より3m以上後退する（ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない）。 <p>(外構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀：ブロック塀は避け、板塀または生け垣を基本とする。 ・イグネ：（イグネについては下記「木竹の伐採等」を参照のこと）

項目	駒形～沖要害地区・要害～下真坂地区	若井原～中川地区・四度花山～上谷地地区
工 作 物	<p>①鉄塔等 ・送電鉄塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを低くおさえ、目立たない位置に設置する。 周辺と調和する色彩とする。</p> <p>②各種工作物 ・煙突、遊戯施設、汚物処理施設、自動車駐車施設は極力立地しない。</p> <p>③屋外照明等 ・屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・自動販売機等は内蔵光源は明るすぎないようにする。 ・投光器等の天空への光束を行わない。</p>	<p>④自動販売機 ・野立ての自動販売機は設置しない（ただし、屋敷地内は除く）。</p> <p>④自動販売機 ・野立ての自動販売機は設置しない（ただし、屋敷地内および店舗に付属するものは除く）。</p>
	<p>①工作物 ・やむを得ず立地する工作物は、緑化により目立たないようにする。 ・工作物や施設は前面道路より5m以上後退する（ただし、擁壁、さく、塀はこの限りでない）。 ・色彩は低彩度色を基調とする。</p>	
	<p>①土地の形質の変更 ・農業目的以外の土地の形質の変更は基本的に行わない。</p> <p>②土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は基本的に行わない。</p>	<p>①土地の形質の変更 ・農業目的以外の土地の形質の変更を基本的に抑制する。</p>
	<p>①農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採行わない。 やむを得ず行う場合は次によること。 i 道路等から見て目立つ場所では行わない。 ii 周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。 iii 周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。</p> <p>②新たなり面、擁壁、土地の造成 ・新たなり面、擁壁の造成は行わない。 やむを得ず行う場合は次によること。 i のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史および自然景観に調和する植栽をする。 ii 拥壁は自然石積みまたは緑化等を行う。</p>	
木 竹 の 伐 採 等	<p>①木竹、景観木等の保全 ・歴史景観の素地をなす木竹、景観木等を保全、維持管理、植栽する。</p> <p>②森林の保全 ・森林の立木伐採において皆伐は行わない。</p>	
	<p>③駐車場等における植栽 ・農業土地利用以外の観光客用の駐車場等は抑制する。やむを得ない場合は植栽を十分に行う。</p>	<p>③駐車場等における植栽 ・観光客用の駐車場等の大規模なものにあっては、空間の分節化を行い、植栽を十分に行う。</p>
	<p>①イグネの保全 ・イグネは伐採しない（ただし、通常の管理行為等は除く）。また、やむを得ず伐採した場合には跡地に植栽を行う。</p>	
屋 物 に お け る	<p>①農業目的以外の物の堆積 ・景観に不調和な露出した物の堆積は避ける（ただし、農業目的のものはその限りでない）。</p>	
	<p>①長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ・90日を越えて、高さ1.5m又は面積50m²を超える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない（ただし、農業目的のものはその限りでない）。 やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。</p>	



文化的景観保存計画及び景観計画区域対象範囲図

(2) 文化的景観保存計画

骨寺村莊園遺跡の所在する本寺地区は、磐井川や周辺の丘陵部など良好な自然環境が保たれた地域の中にあって、中世の村落景観を描いた絵図に記された寺社や岩屋などの位置が現在特定できるとともに、長い間農林業が営まれてきたことによって培われた文化的景観が良好に保たれている。

当市では、「一関本寺地区の農村景観保存計画」を策定し、史跡と一体となって本寺地区の文化的景観を保護するための基本的な考え方を定め、これを重要文化的景観とするべく国に選定の申し出を行い、維持継承に努めることとした。

文化的景観の保護に関する基本方針として掲げた内容は、以下のとおりである。

①基本方針

1 景観単位に沿った土地利用の継続

本寺地区の文化的景観は、自然地形に沿って形成された土地利用に基づき、低地に広がる耕作地、微高地や山裾に形成された居住地、林業を営む丘陵地、南の境界を示す磐井川の、4つの景観単位に区分される。まとまりある伝統的な村落景観の姿と、中世からの歴史をうかがい知ることができるという特性を守るために、景観単位別の土地利用を今後も継続していくものとする。

2 中世からの歴史的変遷を伝える要素の保存管理

点在する遺跡や石造物、信仰の対象となった社寺等は、中世骨寺村から続く歴史的変遷を示す重要な要素である。これらの維持管理を適切に行うとともに調査を継続し、遺跡の周知や信仰にまつわる伝承や行事などの継承にも努める。

3 村落景観を維持するための修理・修景等の整備

樹林、屋敷とイグネ、耕作地と水路網など、文化的景観の構成要素の荒廃を防ぎ、存続を図るための対策を講じる。清掃、復旧（修復）、修景などを行い、伝統的な村落景観を後世に伝えていく。

4 重要文化的景観を契機とした新たな活用方策の検討とその実現

多くの人に本寺地区の文化的景観の理解を深めてもらうために、伝統的な地域文化を体験できる場所を設けたり、都市と地元との交流する機会を作るなど、新たな活用に取り組む。

5 運営体制の整備

上記について、地元・行政・関係者等が一緒に検討する場を設け、各種の活動に取り組む。

②景観単位別の土地利用の方針

文化的景観の保存は、現在の土地利用を持続していくことを基本とする。したがって、文化的景観保存計画では、対象範囲を4つの景観単位に区分の上、それぞれの保存管理の方針を示し、当市と所有者等が協力して、これに努めることを定めた。

I 一耕作地（低地）

- ・不整形で小区画の水田と直線的で規則的な区画となった水田の混在する状況は、莊園経営が行わってきた頃から重層的に開発が行われてきた耕作地の変遷過程を良く示しており、本寺地区における文化的景観としての重要な特質となっている。このため、伝統的な水田・畦畔・用排水路などの形態及び用排水の仕組みを維持・修復しつつ、農地を継承する。
- ・農用地区域が大半を占める耕作地においては、農業振興地域整備計画等の方針に従って、文化的景観の保存に考慮した地域の営農の取り組みを推進する。なお、農用地に対する景観的視点からの措置として、当市では景観農業振興整備計画を平成18年度に策定することとしており、これによって文化的景観の保護や環境に配慮した農業用施設の整備を図ることとする。

II 一居住地（微高地）

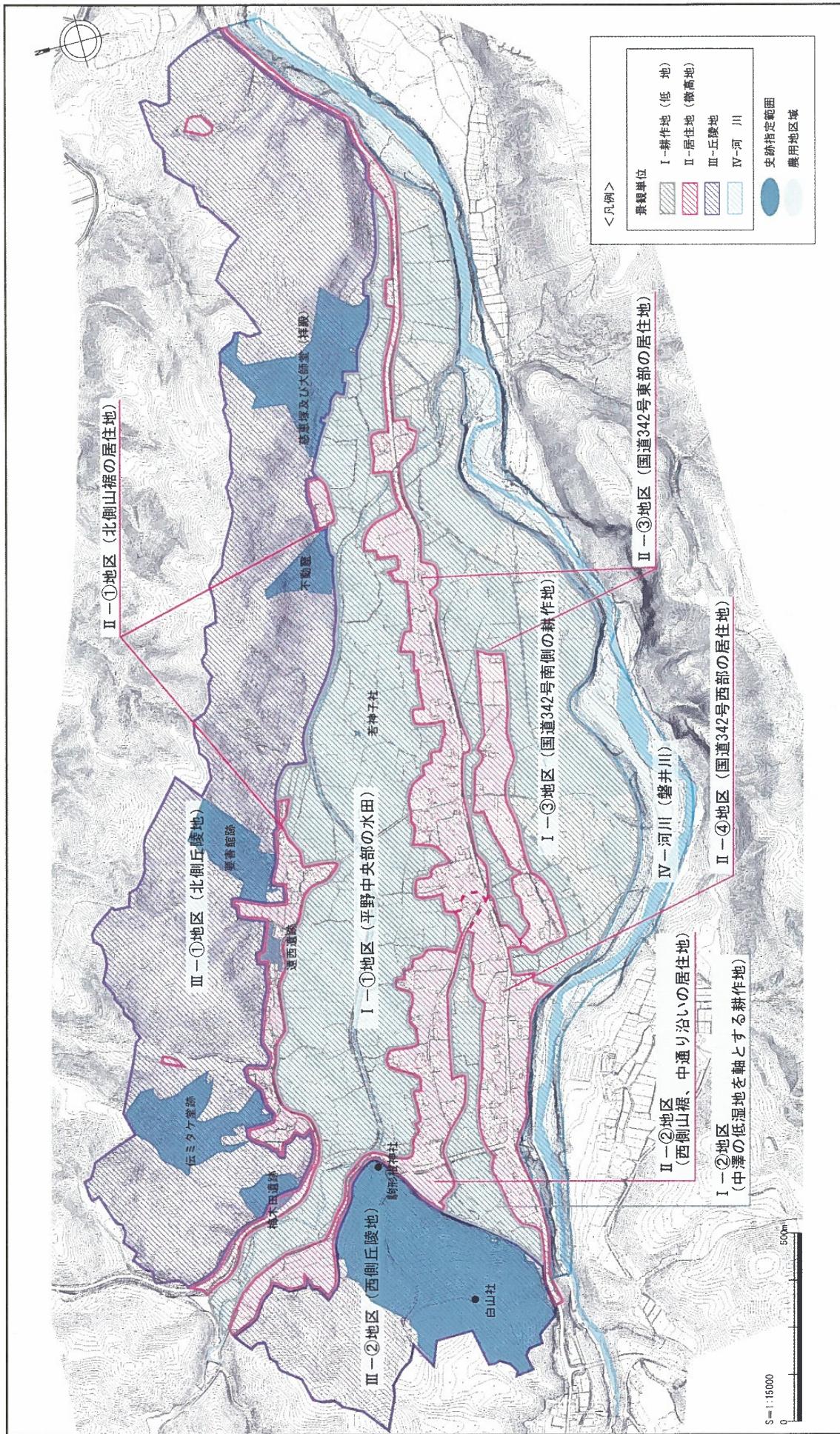
- ・屋敷地と畠地の連続によって構成される土地利用と、屋敷地内のイグネ・主屋や附属屋等の建物・前庭による、まとまりある農家の屋敷構えを維持する。
- ・屋敷と屋敷をつなぐ緩やかな曲線の道の線形を保持し、道沿いに多く点在する石造物の保存に努める。
- ・本寺地区の農耕や居住に関わって伝統的に利用されてきた建物については、重要文化的景観を形成する重要な家屋として特定し、その継続的利用を促進する。

III 一丘陵地

- ・里を囲む里山の連続する景観は、現在の本寺地区で、中世の絵図そのままの姿を極めて良くあらわす要素であり、今後もその地形や水源としての機能を維持する。
- ・丘陵地に点在する遺跡や石造物の保存に努める。
- ・森林施業の継続や、生活に密接に関わってきた植物資源の適切な管理を継続するとともに、自生の動植物の生態系の維持および災害防備に努める。「本寺地区景観計画」の中で丘陵地の樹林景観の保全の方法として、景観的風致を目的とした保安林の指定を進めることを示しているが、適切な森林施業の維持を図るための観点からは、「森林施業計画」などを取り入れ、本寺地区にふさわしい計画的な森林施業の指針を定めるようとする。

IV 一河川（磐井川）

- ・取水源としての河川の水質保全に努める。
- ・植生の管理を適切に行い、生態系の維持および災害防備に努める。



文化的景観保存計画対象地区の景観単位区分図

IV. 整備・活用

1. 整備・活用の基本的な考え方

史跡骨寺村莊園遺跡の整備及び活用に関する基本的な考え方を示す。

史跡骨寺村莊園遺跡は、「平泉の文化遺産」を構成する資産のひとつとして世界遺産登録予定地の1つとなっており、今後、来訪者の増加することが予想される。

一関市は、遺跡の整備や見学・便益施設等の設置、活用に関する各種事業を実施していくが具体的には、整備基本計画の中で長期的な取り組み方針を定めて推進していくこととする。ただし、標柱や説明板の設置や、公開に必要な最小限の整備は、当面の課題となる世界遺産登録予定の平成20年度までの期間に行うこととする。

①整備に関する基本的な考え方

- ・史跡の整備は、遺構の保存に影響を与えないことを前提とする。
- ・史跡の整備は、学術調査の成果を十分に踏まえたものとする。
- ・史跡の整備は、既存の植生や生態系に配慮して行うこととする。
- ・適切な位置に、見学路の整備、休憩・便益機能を持つ施設の整備、案内板の設置などを行って、来訪者の利便性の向上を図る。

②活用に関する基本的な考え方

- ・日常的な維持管理（清掃・草刈など）を十分に行い、快適な環境の維持に努める。
- ・来訪者に対しては、遺跡の概要や見学方法を示すリーフレットを準備しておくほか、解説ガイドによる現地案内ができるようにする。
- ・発掘調査等の公開など、最新の研究成果に関する学術的な発信を行う。
- ・地域の歴史や自然環境を学ぶ、学校教育・社会教育の場として活用する。
- ・平泉遺跡群の一つとして、平泉町・奥州市と連携した広域的な活用に努める。

2. 地区別の整備項目

骨寺村莊園遺跡の整備には、以下に示す整備項目が必要と考えられる。具体的には、基本計画を定めて進めていくこととする。

①全地区に共通する整備項目

- ・史跡の管理上必要な保存施設（標識・説明板・境界標・囲い・覆屋等）の設置

②地区別の整備項目

地 区	整備項目	整備に関する留意事項
山王窟	<ul style="list-style-type: none">・管理用の道路の整備・洞窟前面のテラスの整備	<ul style="list-style-type: none">・洞窟の公開に当たっては、安全管理に十分な配慮が必要であり、不特定多数の来訪者を制限する公開方法をとる必要がある。また、本寺地区からの眺望や、指定地に隣接する瑞山地区から望見できる眺望点の設定が必要である。
白山社 ・ 駒形根神社 (平泉野台地)	<ul style="list-style-type: none">・駒形根神社境内の建造物、石段等構造物の修理（復旧）・白山社周辺の修景整備・コンクリート擁壁の修景整備	<ul style="list-style-type: none">・平成17～19年まで発掘調査を実施する予定であり、重要な遺構が検出された場合には、その成果を反映させて整備を行うこととする。
梅木田遺跡	<ul style="list-style-type: none">・検出された遺構の表現	<ul style="list-style-type: none">・保存を前提とした調査が必要
伝ミタケ堂跡	<ul style="list-style-type: none">・見学路の整備	<ul style="list-style-type: none">・保存を前提とした調査が必要
遠西遺跡	<ul style="list-style-type: none">・検出された遺構の表現	<ul style="list-style-type: none">・保存を前提とした調査が必要
要害館跡	<ul style="list-style-type: none">・見学路の整備	<ul style="list-style-type: none">・保存を前提とした調査が必要
若神子社	<ul style="list-style-type: none">・石造物の修理と覆屋の整備	<ul style="list-style-type: none">・若神子社周辺の小区画水田については、学習体験田としての利用を図る。
不動窟	<ul style="list-style-type: none">・見学路の整備	<ul style="list-style-type: none">・保存を前提とした調査が必要
慈恵塚 ・ 大師堂（拝殿）	<ul style="list-style-type: none">・拝殿と塚の復旧（修復）・見学路の整備	<ul style="list-style-type: none">・道の整備にあたっては、蓮華谷付近の落石等、安全面に配慮する必要がある。また、今後の学術調査によって古道が確認された場合には、それを踏襲することが望ましい。

V. 運営及び体制整備

史跡の保存管理は、文化財保護法及び本保存管理計画に基づき、一関市と所有者等により、十分な意思の疎通を図りながら行うものとする。さらに、地域住民を主体とした活動団体の組織化を図りつつ、技術的支援・人的支援・財政支援に対する輪を広げ、充実した保存管理・整備活用に関わる運営体制を確立していくものとする。

なお、史跡及び重要文化的景観の保存と活用に関わる運営体制に関しては、本保存管理計画に先立ち策定された「本寺地区景観計画」において、地域で推進する主体を確立しつつ、必要に応じて行政や専門家・事業者やN P O等の活動団体と連携するなどして、現地における具体的な景観形成を図るための自主条例等で位置づける方針を定めた。加えて、景観形成基本方針の推進や景観形成基準の運用に関する、行政的な判断・審議を行う諮問機関としての景観審議会の設置も、自主条例等で位置づけることとしている。

また、当市では、史跡や重要文化的景観の保存管理や整備活用に必要な事業を推進するため、基金の設置等により、適切に推進できる体制づくりを目指す。

支援の対象としては、史跡指定地や将来設置を検討する各種施設等の清掃・管理業務、農業を続けることに対する奨励（顕彰）、建築物や生垣等の修理・修景に対する技術的指導、丘陵部の樹林管理、イベントの実施などが考えられる。管理運営に関わる組織等に対して助成や委託を行うなど、適切な管理運営を支え、地域の活性化に資する体制づくりを進めるものとする。

①維持管理体制

一般的な財産管理としての保存管理については、所有者による管理を今後も継続するが、樹林管理や山王窟の管理通路の設置・補修、若神子社の除草作業といった、史跡の適切な維持管理、あるいは土地の公有化など、必要に応じて一関市が所有者や地域との調整を図り、協力して適切な保存管理にあたるものとする。

②整備活用体制

世界遺産登録を契機に多数の来訪者が想定され、対応するための体制づくりについては地元と一関市が協力してあたることが望ましく、便益施設やガイダンス等の各種施設の整備及び管理運営等も含め、次年度以降に策定する整備基本計画の中で、具体的な検討を行うものとする。

参考資料

1 史跡等の指定地内における文化財保護法に基づく現状変更等の制限

- ・文化財保護法（抜粋）
- ・文化財保護法施行令（抜粋）
- ・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）
- ・文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

2 史跡等の周辺環境の保全に関する条例等

- ・一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例

1 史跡等の指定地内における文化財保護法に基づく現状変更等の制限

文化財保護法（抜粋）

(昭和25年5月30日法律第214号)

最終改正：平成16年6月9日法律第84号

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならぬ。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

文化財保護法施行令（抜粋）

(昭和50年9月9日政令第267号)

最終改正：平成16年12月27日政令第422号

第5条

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120m²以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
 - ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

- ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借り受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヌ イからりまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

**特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
(抜粋)**

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

(維持の措置の範囲)

- 第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

（平成12年4月28日文部大臣裁定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ② 史跡天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更

の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

2 史跡等の周辺環境の保全に関する条例等

一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づき、本寺地区景観計画に関し必要な届出行為等を定めるものとする。

(届出を要する行為)

第2条 法第16条第1項第4号に規定する届出を要する行為は、別表第1（1）欄に掲げる区分に応じ、同表（2）欄に掲げる規模を超える行為とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為については、適用しない。

- (1) 農地・河川での土石の採取、鉱物の掘採
- (2) 林業を営むための木竹の伐採
- (3) 農林漁業を営むための屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

(行為の届出)

第3条 前条第1項に掲げる行為をしようとする者は、法第16条第1項に規定する事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 当該行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2, 500分の1以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 計画図又は施行方法を明らかにする図面
- (4) その他、市長が必要と認める図書

(届出の適用除外行為)

第4条 法第16条第7項第11号に規定する届出を要しないその他の行為は、別表第2（1）欄に掲げる区分に応じ、同表（2）欄に掲げる規模を超えない行為とする。

(特定届出対象行為)

第5条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に定める建築物の建築等

(2) 法第16条第1項第2号に定める工作物の建設等

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

(1) 区分	(2) 規模
土石の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採に係る部分の面積が300平方メートル又は当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートル
土地の形質の変更	変更に係る部分の面積が300平方メートル又は当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートル
木竹の伐採	高さが5メートルかつ伐採面積が300平方メートル
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（堆積する期間が90日を越えるものに限る。）	堆積の用に供される土地の面積が50平方メートル又は高さ1.5メートル

別表第2（第4条関係）

(1) 区分	(2) 規模	
建築物の新築、増築、改築又は移転	建築面積が10平方メートル	
建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更	道路に面した外観の変更で当該変更に係る面積の合計が10平方メートル	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	煙突、柱、高架水槽その他これらに類するもの 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑その他これらに類するもの 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの 電線路その他これらに類するもの 自動販売機又はその附帯施設	高さ5メートル 高さ5メートルかつ建築面積が10平方メートル 高さ1.5メートル 高さ10メートル 高さ1メートル

史跡骨寺村莊園遺跡 保存管理計画書

平成18年3月 発行

発 行 一関市
編 集 一関市教育委員会
〒021-0041
岩手県一関市赤荻字清水33
電話 (0191) 25-6595

印 刷 川嶋印刷株式会社
〒029-4194
岩手県西磐井郡平泉町字佐野原21
電話 (0191) 46-4161(代)

